

土木工事施工管理基準

平成 30 年 9 月

京都市上下水道局

目 次

1. 土木工事施工管理基準	1-1
2. 出来形管理基準	2-1
3. 品質管理基準	3-1
4. 工事写真管理基準	4-1

1 土木工事施工管理基準

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」という。）は、土木工事共通仕様書〔H30.4〕第1編 1-1-1-31「施工管理」に規定する土木工事の施工管理における基準及び規格値を定めたものである。

1. 目的

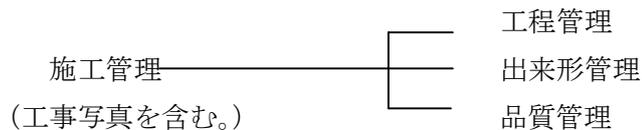
この管理基準は、土木工事の施工に当たり、契約図書に定められた工期並びに工事目的物の出来形及び品質の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この管理基準は、京都市上下水道局が発注する土木工事について適用する。

ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物などは除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議のうえ、施工管理を行うものとする。

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）などを工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）などの結果をその都度管理図表などに記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式（ネットワーク、バーチャート方式など）により作成した実施工程表により行うものとする。

ただし、緊急工事または維持工事などの契約当初に、工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表または出来形図を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1箇所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

6. 規 格 値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. そ の 他

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真などを工事写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

2 出来形管理基準及び規格値

目次（出来形管理基準）

土木工事共通仕様書			工種種別及び準用する 出来形管理基準	頁
章, 節	条	工種		
第1編 共通編				
第2章 土工				
第3節 土工	1-2-3-2	掘削工		2-1
	1-2-3-3	盛土工		2-2
	1-2-3-4	盛土補強工		2-3
	1-2-3-5	法面整形工		2-3
第3章 無筋・鉄筋コンクリート				
第6節 鉄筋工	1-3-6-4	組立て		2-3
第3編 土木工事共通編				
第2章 一般施工				
第3節 共通の工種	3-2-3-4	矢板工		2-4
	3-2-3-5	縁石工		2-4
	3-2-3-6	小型標識工		2-5
	3-2-3-7	防止柵工		2-5
	3-2-3-8	路側防護柵工		2-5
	3-2-3-9	区画線工		2-6
	3-2-3-10	道路付属物工		2-6
	3-2-3-11	コンクリート面塗装工		2-6
	3-2-3-13	階段工		2-7
	3-2-3-16	プレキャストカルバート工		2-7
	3-2-3-17	側溝工		2-7
	3-2-3-18	集水柵工		2-8
	第4節 基礎工	3-2-4-1	一般事項	
3-2-4-3		基礎工		2-9
3-2-4-4		既製杭工		2-10
3-2-4-5		場所打杭工		2-10
3-2-4-6		深礎工		2-10
3-2-4-7		鋼管矢板基礎工		2-11
第5節 石・ブロック積（張）工		3-2-5-3	コンクリートブロック工	
	3-2-5-4	緑化ブロック工		2-13
	3-2-5-5	石積（張）工		2-13
第6節 一般舗装工	3-2-6-6	アスファルト舗装工		2-14
	3-2-6-7	半たわみ性舗装工		2-20
	3-2-6-8	排水性舗装工		2-23
	3-2-6-9	透水性舗装工		2-26

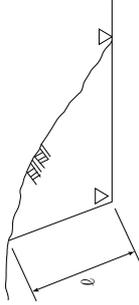
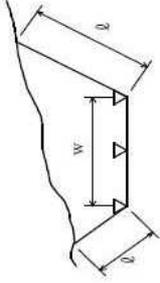
目次（出来形管理基準）

土木工事共通仕様書			工種種別及び準用する 出来形管理基準	頁
章, 節	条	工種		
同上	3-2-6-10	コンクリート舗装工		2-27
	3-2-6-11	薄層カラー舗装工		2-31
	3-2-6-12	ブロック舗装工		2-33
	3-2-6-13	路面切削工		2-35
	3-2-6-14	舗装打換え工		2-35
	3-2-6-15	オーバーレイ工		2-35
第7節 地盤改良工	3-2-7-2	路床安定処理工		2-36
	3-2-7-3	置換工		2-36
	3-2-7-4	表層安定処理工		2-37
	3-2-7-5	パイルネット工		2-37
	3-2-7-6	サンドマット工		2-37
	3-2-7-7	バーチカルドレーン工		2-38
	3-2-7-8	締固め改良工		2-38
	3-2-7-9	固結工		2-38
第10節 仮設工	3-2-10-5	土留・仮締切工		2-39
	3-2-10-8	地中連続壁工（壁式）		2-40
	3-2-10-9	地中連続壁工（柱列式）		2-40
第11節 法面工（共通）	3-2-11-2	植生工		2-41
	3-2-11-3	吹付工		2-41
	3-2-11-4	法枠工		2-42
	3-2-11-6	アンカー工		2-42
第12節 擁壁工（共通）	3-2-12-1	場所打擁壁工		2-43
	3-2-12-2	プレキャスト擁壁工		2-43
	3-2-12-3	補強土壁工		2-44
	3-2-12-4	井桁ブロック工		2-44
第14節 推進工	3-2-14-8	中大口径管推進工法		2-45
	3-2-14-9	小口径管推進工法	5-14-8 中大口径推進工法	2-45
第15節 シールド工	3-2-15-15	一次覆工		2-45
	3-2-15-17	二次覆工		2-45
第4編 水道工事				
第1章 一般事項				
第1節 配水管等及び付属設備工事	4-1-1-5	管布設工		2-46
第5章 下水道工事				
第1章 一般事項				
第1節 管布設工事	5-1-1-3	鉄筋コンクリート管布設工		2-47
	5-1-1-4	硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管布設工		2-47
	5-1-1-5	ダクタイル鋳鉄管布設工		2-47

目次（出来形管理基準）

土木工事共通仕様書			工種種別及び準用する 出来形管理基準	頁
章, 節	条	工種		
同上	5-1-1-6	下水道用ポリエチレン管布設工		2-47
	5-1-1-7	カルバート工		2-47
第2節 管路土工	5-1-2-3	基礎工		2-48
第3節 管更生工事	5-1-3-4	施工		2-49
	5-1-3-5	施工管理		2-49
第4節 マンホール・ます等築造工事	5-1-4-1	マンホール・ます等築造工		2-50
管路	特殊マン ホール工	伏せ越し室・雨水吐室工		2-53
	〃	伏せ越し管工		2-53
	〃	越流堰		2-54
	〃	中継ポンプ施設		2-54
	管きょ工 (推進)	立坑内管布設工（空伏工）		2-55
処理場・ポンプ場	本体作業 土工	掘削工		2-56
	本体 築造工	直接基礎工		2-56
	〃	ケーソン基礎工		2-56
	〃	躯体工（池・槽の主要構造物）		2-57
	〃	〃（池・槽の付属構造物）		2-57
	〃	〃（開口部）		2-57
	〃	〃（ゲート用開口部）		2-58
	〃	〃（可動せき用開口部）		2-58
	〃	越流樋工（流出トラフ）		2-58
	〃	越流堰板工		2-59
	〃	燃料貯留槽工		2-59
	場内 管路工	管布設工（流入渠・流出渠）		2-59

出来形管理基準及び規格値

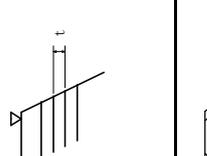
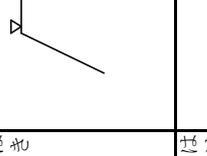
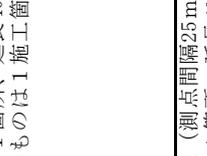
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 土工	2	1	掘削工 (河川・砂防土工)	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領 (土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)の規定による場合は、設計図書の測点ごと。基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2
						法長 l	-200 法長-4%			
1 共通編	2 土工	3 土工	2	2	掘削工 (道路土工)	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び両端部で測定。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領 (土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)の規定による場合は、設計図書の測点ごと。基準高は、道路中心線及び両端部で測定。		1-2-3-2
						法長 l	-200 法長-4%			
						幅 w	-100			

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	共通編	2	3	3	1	盛土工 (河川・砂防土工)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合又は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)の規定による場合は、設計図書の測点ごと。基準高は各法肩で測定。		1-2-3-3
							法長 l	-100 法長-2%			
							幅 w_1, w_2	-100			
					2	路体盛土工 路床盛土工 (道路土工)	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)の規定による場合は、設計図書の測点ごと。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-3-3
			法長 l	-100 法長-2%							
							幅 w_1, w_2	-100			

単位：mm

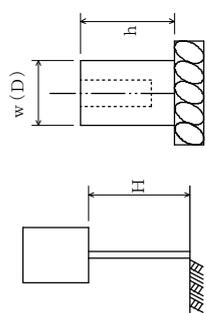
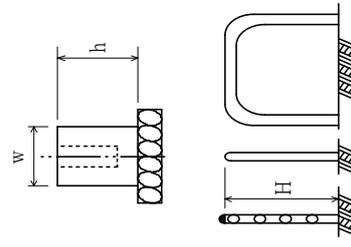
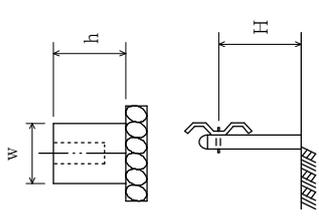
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	共通編	2	3	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	設計値以上		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		1-2-3-4
							厚さ t	-50					
1	共通編	2	3	5	1	法面整形工 (盛土部) (河川・砂防土工)	厚さ t	※-30	設計値以上		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)以下のものは1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-3-5
							厚さ t	※-30					
1	共通編	2	3	2		法面整形工 (盛土部) (道路土工)	厚さ t	※-30	設計値以上		施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-3-5
							厚さ t	※-30					
1	共通編	3	6	4		組立て	平均間隔 d	±φ	設計値以上		$d = \frac{D}{n-1}$ D : n 本間の延長 n : 10 本程度とする φ : 鉄筋径		1-3-6-4
							かぶり t	±φ かみつ 最小かぶり以上					
1	共通編	3	6	4		組立て	重ね継手長	設計値以上	設計値以上				
							重ね継手長	設計値以上					

出来形管理基準及び規格値

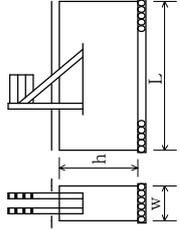
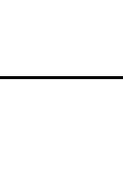
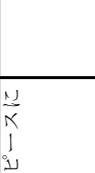
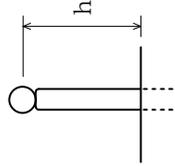
単位：mm													
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
1	3	無筋、鉄筋コンクリート	6	鉄筋工	組立て				<p>工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶり厚は、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編6.6）による。</p> <p>注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。</p> <p>注2) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。</p>		1-3-6-4		
3	土木工事共通編	3	共通工種		<p>矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）</p> <p>（鋼矢板）</p> <p>（軽量鋼矢板）</p> <p>（アルミ矢板）</p> <p>（コンクリート矢板）</p> <p>（広幅鋼矢板）</p> <p>（可とう鋼矢板）</p>		<p>基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> <p>変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1箇所、延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>	<p>±50</p> <p>設計値以上</p> <p>100</p>	<p>基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> <p>変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1箇所、延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		3-2-3-4		
												基準高	変位
												延	長 L
			5		緑石工			-200	1箇所/1施工箇所		3-2-3-5		

出来形管理基準及び規格値

編		章		節		条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	6		小型標識工		設置高さ H	設計値以上	1 箇所 / 1 基		3-2-3-6	
										基礎	-30				基礎 1 基ごと
										根入れ長	設計値以上				
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)		幅 w	-30	単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につき 1 箇所測定。 1 箇所 / 1 施工箇所		3-2-3-7	
										高さ h	-30				
										パイプ取付高 H	+30 -20				
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)		幅 w	-30	1 箇所 / 施工延長 40m 40m 以下のものは、2 箇所 / 1 施工箇所。 1 箇所 / 1 施工箇所		3-2-3-8	
										高さ h	-30				
										ビーム取付高 H	+30 -20				

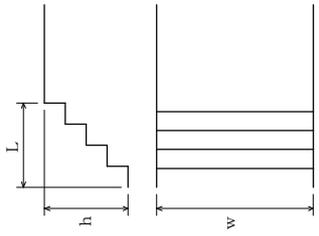
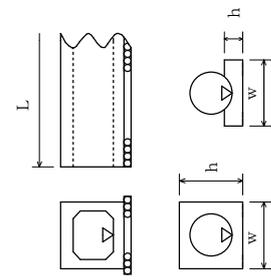
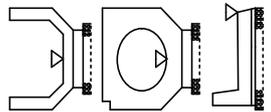
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	幅 w	-30	1 箇所/1基礎ごと		3-2-3-8
						高さ h	-30			
						延長 L	-100			
					ケーブル取付高 H	+30 -20	1 箇所/1施工箇所			
			9		区画線工	厚さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種ごとに、1箇所テストピースにより測定。		3-2-3-9
			10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1 箇所/10本 10本以下の場合、2箇所測定。		3-2-3-10
			11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧 II-82「表- II.5.5各塗料の標 準使用量と標準膜 厚」の標準使用量 以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1 ロットの大きさは500㎡とする。		3-2-3-11

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3	2	3	13		階段工	幅	-30	1回/1施工箇所		3-2-3-13		
						高さ	-30					
						長さ	-30					
						段数	±0段					
			16		プレキヤスタカルバート工 (プレキヤスタボックス工) (プレキヤスタパイプ工)			基準高	▽ ±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ※印は、現場打部分のある場合。 1施工箇所ごと		3-2-3-16
								※幅	w -50			
								※高さ	h -30			
								延長	L -200			
			17		側溝工 (プレキヤスタU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)			基準高	▽ ±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1箇所/1施工箇所		3-2-3-17
								延長	L -200			

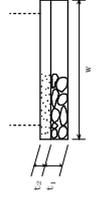
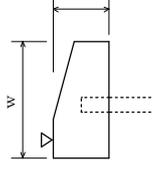
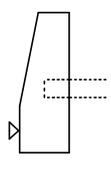
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土木工事共通編	2	3	17	2	側溝工 (場所打水路工)		基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-3-17	
								厚さ t_1, t_2	-20				
								幅 w	-30				
								高さ h_1, h_2	-30				
								延長 L	-200				
	3		側溝工 (暗渠工)		3				基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所。 延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-3-17
									幅 w_1, w_2	-50			
									深さ h	-30			
									延長 L	-200			
3	土木工事共通編	2	3	18		集水枘工		基準高 ∇	± 30	1箇所ごと ※は、現場打部分のある場合		3-2-3-18	
								※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20				
								※幅 w_1, w_2	-30				
								※高さ h_1, h_2	-30				

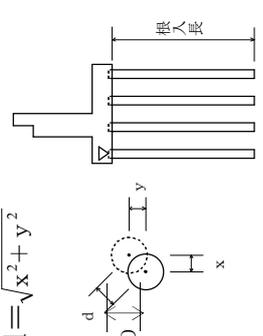
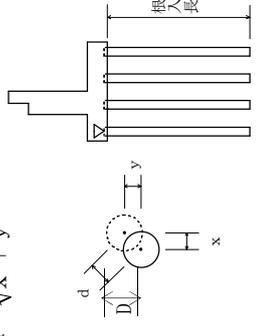
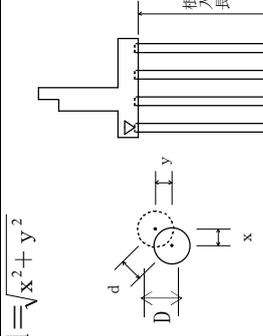
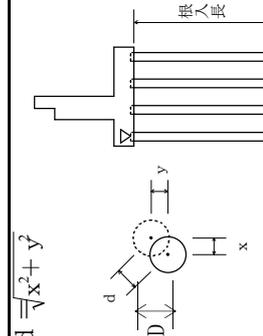
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要					
3	土木工事共通編	2	4	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅	設計値以上	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-4-1					
							厚さ	-30								
							延長	各構造物の規格値による								
		3		1		3		基礎工 (護岸) (現場打)	基準高	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-4-3			
									幅	-30						
									高さ	-30						
									延長	-200						
				2				3		基礎工 (護岸) (プレキヤスト)	基準高	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-4-3	
											延長	-200				

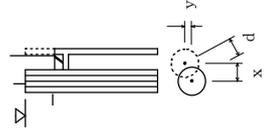
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編		章		節		条		枝番		工種		測定項目		規格値		測定基準		測定箇所		摘要	
3	土木工事共通編	2	一般施工	4	基礎工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高	▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4							
									根入	長	設計値以上										
									偏心量	d	D/4以内かつ100以内										
									傾	斜	1/100以内										
3	土木工事共通編	2	一般施工	4	基礎工	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高	▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4								
								根入	長	設計値以上											
								偏心量	d	100以内											
								傾	斜	1/100以内											
								杭	径 D	設計値以上											
3	土木工事共通編	2	一般施工	5	場所打杭工	基準高	▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-5										
						根入	長	設計値以上													
						偏心量	d	100以内													
						傾	斜	1/100以内													
						杭	径 D	設計径(公称径) -30以上													
3	土木工事共通編	2	基礎工	6	基礎工	基準高	▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-6										
						根入	長	設計値以上													
						偏心量	d	150以内													
						傾	斜	1/50以内													
						基礎	径 D	設計径(公称径) 以上※													

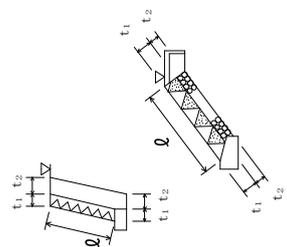
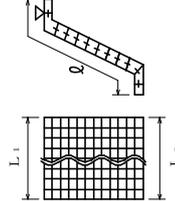
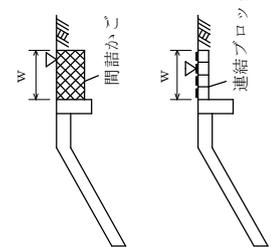
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3		2	4	7		鋼管矢板基礎工	基準高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-7
						根入長	設計値以上	偏心量は、1基ごとに測定。			
						偏心量 d	300以内				

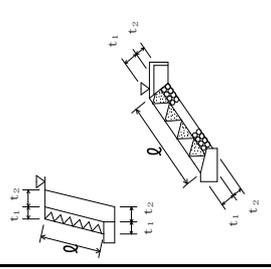
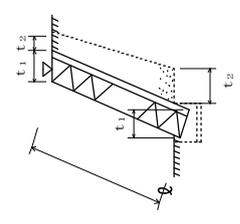
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編		章		節		条		枝番		工種		測定項目		規格値		測定基準		測定箇所		摘要		
3	土木工事共通編	2	一般施工	5	石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	法長 ϕ	$\phi < 3m$	厚さ(ブロック積張) t_1	-50	長さ(裏込) t_2	-100	延長 L	-200	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所、厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。		3-2-5-3	<p>3-2-5-3</p>
										-50		-100		-200								
3	土木工事共通編	2	一般施工	5	石・ブロック積(張)工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高▽	±50	法長 ϕ	延長 L_1, L_2	-100	厚さ(裏込) t_2	-200	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-5-3	<p>3-2-5-3</p>			
3	土木工事共通編	2	一般施工	5	石・ブロック積(張)工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	幅 w	延長 L	-100	厚さ(裏込) t_2	-200	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-5-3	<p>3-2-5-3</p>			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	5	4		緑化ブロック工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合には50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所、厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。					3-2-5-4
						法長 ϕ	-50						
						$\phi \geq 3m$	-100						
						厚さ (ブロック) t_1	-50						
						厚さ (裏込) t_2	-50						
						延長 L	-200						
			5		石積(張)工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合には50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所、厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。					3-2-5-5
						法長 ϕ	-50						
						$\phi \geq 3m$	-100						
						厚さ (石積・張) t_1	-50						
						厚さ (裏込) t_2	-50						
						延長 L	-200						

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	1	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	中規模以上	±40	±50	中規模以上	—	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理区等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000m ² 以上ある いは使用する基層および表層用混合物 の総使用量が、3,000 t 以上の場合は適 用しない。 小規模工事とは、上記以外の場合が 該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値の平 均値 (X ₁₀) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。	3-2-6-6
						厚 さ	中規模以上	-45	-45	中規模以上	-15		
						幅	中規模以上	-50	-50	中規模以上	-		

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)							
3	2	6	6	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚	中規模以上	-25	小規模以下	-30	中規模以上	-8	小規模以下	-10	<p>幅は、延長80mごとに1箇所を掘り起こして測定。</p> <p>幅は、延長80mごとに1箇所の割合で測定。</p> <p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理区等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬととも、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	3-2-6-6
						幅	中規模以上	-50	小規模以下	-50	中規模以上	-	小規模以下	-		

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)					※面管理の場合は測定値の平均
3	2	6	6	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	中規模以上	-25	-30	中規模以上	-8	-10	3-2-6-6	
						幅	小規模以下	-50	-50	小規模以下	-	-		

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	4	6	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚	中規模以上 -15	中規模以下 -20	中規模以上 -5	中規模以下 -7	幅は、延長80mごとに1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコーアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理区等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともにも、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-6
						幅	中規模以上 -50	中規模以下 -50	中規模以上 -	中規模以下 -			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)						
3	2	6	6	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚	中規模以上	-9	小規模以下	-12	中規模以上	-3	小規模以下	-4	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000㎡以上ある いは使用する基層および表層用混合物 の総使用量が、3,000 t 以上の場合が 該当する。 小規模工事とは、上記以外の場合が 該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値の平 均値 (X₁₀) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。</p>
						幅	中規模以上	-25	小規模以下	-25	中規模以上	-	小規模以下	-	

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	6	6	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	中規模以上 -7	中規模以上 -9	中規模以上 -2	小規模以下 -3	幅は、延長80mごとに1箇所の割とし、厚さは、1,000mm ² に1個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方は、管理図等を中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-6
						幅	-25	-25	-				
						平坦性	-	3m ² プロットメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下	-				

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。	3-2-6-7	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	7	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。	3-2-6-7	
						幅	-50	-50	—	—			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
						厚	幅	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	7	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚	幅	-25	-30	-8	-10	工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合は該当する。小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
								-50	-50				
3	2	6	7	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚	幅	-15	-20	-5	-7	工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合は該当する。小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
								-50	-50				

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
						厚	幅	平坦性					
3	2	6	7	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚	中規模以上 -9	中規模以上 -12	中規模以上 -3	中規模以上 -4	幅は、延長80mごとに1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合は該当する。小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						幅	中規模以上 -25	小規模以下 -25	小規模以下 -	小規模以下 -			
3	2	6	7	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚	中規模以上 -7	中規模以上 -9	中規模以上 -2	中規模以上 -3	幅は、延長80mごとに1箇所の割とし、厚さは、1000㎡ごとに1個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合は該当する。小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						幅	中規模以上 -25	小規模以下 -25	小規模以下 -	小規模以下 -			
						平坦性		3m ² 以下 (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下					

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	8	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40mごとに1箇所の割と し、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200mごとに1箇所を掘り 起こして測定。 幅は、延長80mごとに1箇所の割に測 定。	工事規模の考え方は、管理図等を描 いた上で、管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、上記以外の場合が 該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-8
						厚 さ	—45	—45	—15	—15			
						幅	—50	—50	—	—			
3	2	6	8	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	—25	—30	—8	—10	幅は、延長80mごとに1箇所の割と し、厚さは、各車線200mごとに1箇所 を掘り起こして測定。	工事規模の考え方は、管理図等を描 いた上で、管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、上記以外の場合が 該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-8
						幅	—50	—50	—	—			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
						厚	幅	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	8	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚	幅	-25 -50	-30 -50	-8 -	-10 -	工事規模の考え方で中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合は該当する。小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
				4	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚	幅	-15 -50	-20 -50	-5 -	-7 -	工事規模の考え方で中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合は該当する。小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	8	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	中規模以上	-9	中規模以上	-3	小規模以下	-4	3-2-6-8
							小規模以下	-12	小規模以下	-	幅	-25	
3	2	6	8	6	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	3-2-6-8	3-2-6-8	
							幅	-25	-25	-			
						平坦性	-	3m ² 以下 (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下					

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)	標準偏差 (σ)			
3	2	1	9	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50	—	—	基準高は片側延長40mごとに1箇所 の割合で測定。 厚さは、片側延長200mごとに1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80mごとに1箇所測定。 ※歩道舗装に適用する。		3-2-6-9
						厚さ	t < 15cm -30	-10	-			
						幅	t ≥ 15cm -45	-15	-			
							-100	-	-			
3	2	1	9	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	-	幅は、片側延長80mごとに1箇所 の割合で測定。 厚さは、片側延長200mごとに1箇所掘り起こして測定。 ※歩道舗装に適用する。		3-2-6-9
						幅	-25	-	-			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)				
3	2	6	10	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	中規模以上	±40	±50	中規模以上	—	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10
						厚さ	中規模以上	-45	-15	中規模以上	-15		
						幅	中規模以上	-50	—	—			
						厚さ	中規模以上	-25	-30	—	基準高は延長40mごとに1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200mごとに1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80mごとに1箇所の割に測定。		
						幅	中規模以上	-50	—	—	幅は、延長80mごとに1箇所の割とし、厚さは、各車線200mごとに1箇所を掘り起こして測定。		

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)				
3	2	6	10	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工)	厚さ	中規模以上	-25	小規模以下	-30	中規模以上	-8	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
						幅	-50		-				
3	2	6	10	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	中規模以上	-9	小規模以下	-12	中規模以上	-3	幅は、延長80mごとに1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
						幅	-25		-				

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)				
3	2	6	10	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	中規模以上	-10	中規模以上	-3.5	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなげればならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-10	
							小規模以下	-25	小規模以下	—			
							—	—	—	—			
3	2	6	10	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。 基準高は、延長40mごとに1箇所の割合とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200mごとに1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80mごとに1箇所の割合で測定。	3-2-6-10	
							基準高▽	±40	±50	—			
							厚 さ	-45	-15	—			
3	2	6	10	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80mごとに1箇所の割合とし、厚さは、各車線200mごとに1箇所を掘り起こして測定。	3-2-6-10		
							幅	-50	—				
							—	—	—				

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測定基準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(\bar{X}_{10})				
3	2	6	10	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚 さ	中規模以上 -25	小規模以下 -30	中規模以上 -8	幅は、延長80mごとに1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは、掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなけれはならないとともに、10個の測定値の平均値(\bar{X}_{10})について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-10
						幅	-50		—			
3	2	6	10	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80mごとに1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-10
						幅	-25		—			
3	2	6	10	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5	-4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200mごとに水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定。幅は、延長80mごとに1箇所の割で測定、平坦性は各車線ごとに版縁から1mの線上、全延長とする。	3-2-6-10	
						幅	-35	—	—			
3	2	6	10	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	平坦性	—	—	転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより(σ)2.4mm以下。	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
						目地段差	±2					

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (\bar{X}_{10})				
3	2	6	11	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	中規模以上	±40	小規模以下	±50	—	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなけれはならないとともに、10個の測定値の平均値 (\bar{X}_{10}) について満足しなげればならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-11
						厚さ	—	—45	—15	—			
3	2	6	11	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	中規模以上	—25	小規模以下	—30	—8	幅は、延長80mごとに1箇所の割合とし、厚さは、各車線200mごとに1箇所を掘り起こして測定。	3-2-6-11
						幅	—	—50	—	—			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)					
3	2	6	11	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚	中規模以上	-25	小規模以下	-30	中規模以上	-8	3-2-6-11	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>
						幅	-50		—	—				
3	2	6	11	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚	中規模以上	-15	小規模以下	-20	中規模以上	-5	3-2-6-11	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>
						幅	-50		—	—				
3	2	6	11	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚	中規模以上	-9	小規模以下	-12	中規模以上	-3	3-2-6-11	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>
						幅	-25		—	—				

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

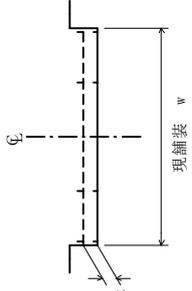
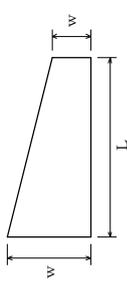
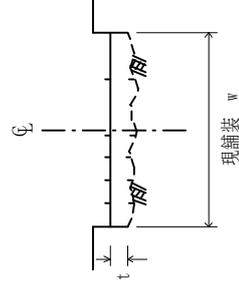
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(\bar{X}_{10})				
3	2	6	12	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	中規模以上 ±40	小規模以下 ±50	—	基準高は、延長40mごとに1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200mごとに1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80mごとに1箇所の割に測定。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなればならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しななければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						厚さ	中規模以上 -45	小規模以下 -15	—			
3	2	6	12	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	中規模以上 -25	小規模以下 -30	-8	幅は、延長80mごとに1箇所の割とし、厚さは、各車線200mごとに1箇所を掘り起こして測定。	コア採取について橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	中規模以上 -50	小規模以下 —	—			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)				
3	2	6	12	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚さ	中規模以上 -25	小規模以下 -30	中規模以上 -8	幅は、延長80mごとに1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						幅	-50		—			
3	2	6	12	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	中規模以上 -15	小規模以下 -20	中規模以上 -5	幅は、延長80mごとに1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	コア採取について橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	-50		—			
3	2	6	12	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚さ	中規模以上 -9	小規模以下 -12	中規模以上 -3	幅は、延長80mごとに1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。		3-2-6-12
						幅	-25		—			

単位：mm

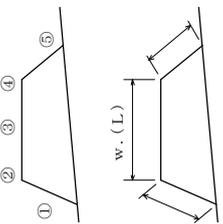
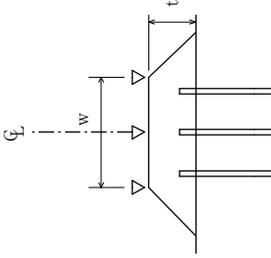
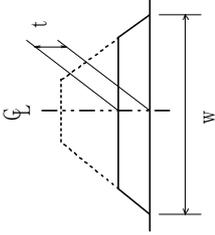
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)			
3	2	6	13		路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40mごとに現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。測定方法は自動横断測定法によること出来る。		3-2-6-13
						幅 w	-25	-			
3	2	6	14		舗装打換え工	幅 w	-50	-	各層ごと1箇所/1施工箇所		3-2-6-14
						延長 L	-100	-			
3	2	6	15		オーバーレイ工	厚さ t	-9	-	厚さは40mごとに現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長80mごとに1箇所の割とし、延長80m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		3-2-6-15
						幅 w	-25	-			
						延長 L	-100	-			
						平坦性	-	-			

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	7	地盤改良工	路床安定処理工	基準高	±50	延長40mごとに1箇所割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-2
							施工厚さ	-50			
							幅	-100			
							延長	-200			
3	土木工事共通編	2	一般施工	7	地盤改良工	置換工	基準高	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-3
							置換厚さ	-50			
							幅	-100			
							延長	-200			

出来形管理基準及び規格値

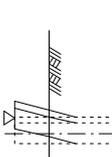
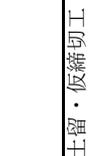
編		章		節		条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	7	地盤改良工	4		表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。		3-2-7-4
									法	-500			
									天端幅	-300			
									天端延長	-500			
3	土木工事共通編	2	一般施工	7	地盤改良工	5		パイルネット工	基準高	±50	施工延長40m (測点間隔25m)の場合は 50m)につき1箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして 測定。 杭については、当該杭の項目に準ず る。		3-2-7-5
									厚さ	-50			
									幅	-100			
									延長	-200			
3	土木工事共通編	2	一般施工	7	地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ	-50	施工延長40m (測点間隔25m)の場合は 50m)につき1箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして 測定。		3-2-7-6
									幅	-100			
									延長	-200			

単位：mm

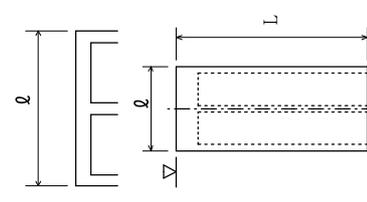
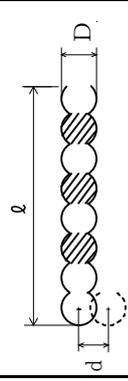
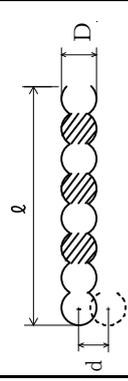
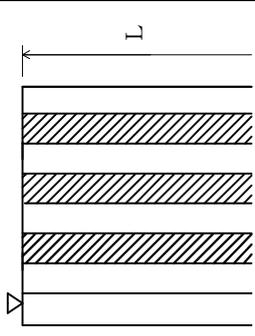
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	7	7		パーチカルドレイン工 (サンドドレイン工) (ペーパードレイン工) (袋詰式サンドドレイン工)	位置・間隔 w	±100	100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。1箇所に4本測定。 ただし、ペーパードレインの杭径は対象外とする。 全本数		3-2-7-7 3-2-7-8
						杭 径 D	設計値以上			
			8		締め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ h	設計値以上	全本数 計器管理にかえることができる。		※余長は、適用除外
3	2	7	9		固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高 ∇	-50	100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。 1箇所に4本測定。 全本数 L = $\phi 1 - \phi 2$ $\phi 1$ は改良体先端深度 $\phi 2$ は改良体天端深度		3-2-7-9
						位置・間隔 w	D/4以内			
						杭 径 D	設計値以上			
						深度 L	設計値以上			

出来形管理基準及び規格値

編		章		節		条		枝番		工種		測定項目		規格値		測定基準		測定箇所		摘要	
3	土木工事共通編	2	一般施工	10	仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高▽	±100	3-2-10-5		3-2-10-5	<p>標準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合) につき1箇所。延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2箇所。</p>							
									根入長	設計値以上											
3	土木工事共通編	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さφ	設計深さ以上	3-2-10-5		3-2-10-5	<p>全数</p>												
				配置誤差 d	100																
3	土木工事共通編	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法	長 φ	-100		3-2-10-5	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>												
				延長	L ₁ L ₂	-200															
3	土木工事共通編	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高▽	-50	3-2-10-5		3-2-10-5	<p>1施工箇所ごと</p>												
				天端幅 w	-100																
				法	長 φ					-100											

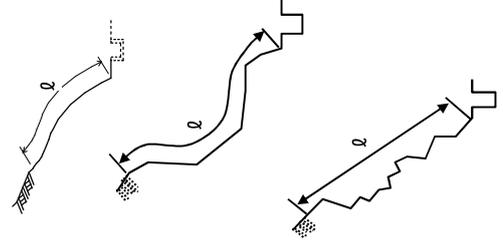
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	10	仮設工	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高 ▽	-50	施工延長50mにつき1箇所。 延長50m以下のものは、1施工箇所に つき2箇所。		3-2-10-5
							連壁の高さ \varnothing				
3	土木工事共通編	2	一般施工	8	地中連続壁工 (壁式)	地中連続壁工 (壁式)	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m (測点間隔25m の場合は50m) につき1箇所。延長40 m (又は50m) 以下のものについては 1施工箇所につき2箇所。		3-2-10-8
							連壁の高さ \varnothing	-50			
3	土木工事共通編	2	一般施工	9	地中連続壁工 (柱列式)	地中連続壁工 (柱列式)	変位	300	変位は施工延長20m (測点間隔25mの 場合は25m) につき1箇所。延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所 につき2箇所。		
							壁体長 L	-200			
3	土木工事共通編	2	一般施工	9	地中連続壁工 (柱列式)	地中連続壁工 (柱列式)	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m (測点間隔25m の場合は50m) につき1箇所。延長40 m (又は50m) 以下のものについては 1施工箇所につき2箇所。		3-2-10-9 D: 杭径
							連壁の高さ \varnothing	-50			
3	土木工事共通編	2	一般施工	9	地中連続壁工 (柱列式)	地中連続壁工 (柱列式)	変位 d	D/4以内	変位は施工延長20m (測点間隔25mの 場合は25m) につき1箇所。延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所 につき2箇所。		
							壁体長 L	-200			

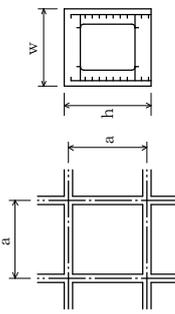
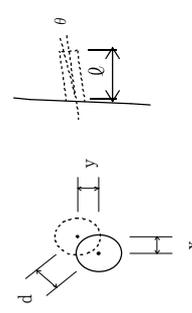
単位: mm

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要													
3	土木工事共通編	2	11	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	延	長 L	-200	1 施工箇所ごと		3-2-11-2													
													切土法 ϕ	$\phi < 5m$	-200	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。									
														盛土法 ϕ	$\phi \geq 5m$		法長の-4%								
															$\phi < 5m$		-100								
															$\phi \geq 5m$		法長の-2%								
													延	長 L	-200	1 施工箇所ごと									
																		法長 ϕ	$\phi < 5m$	-200	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。				
																			$\phi \geq 5m$	法長の-4%					
																		厚さ t	t < 5cm	-10	施工面積200㎡につき1箇所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 検査孔により測定。				
													t ≥ 5cm	-20											
													3	土木工事共通編	2	11	3	2	吹付工 (仮設を含む) (コンクリート) (モルタル)	延	長 L	-200	1 施工箇所ごと		3-2-11-3
厚さ t	$\phi \geq 3m$	-100																							
	t < 5cm	-10																							
	t ≥ 5cm	-20																							
延	長 L	-200	1 施工箇所ごと																						
					法長 ϕ	$\phi < 3m$	-50	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。																	
						$\phi \geq 3m$	-100																		
					厚さ t	t < 5cm	-10	施工面積200㎡につき1箇所以上、面積200㎡以下は2箇所をせん孔により測定。																	
t ≥ 5cm	-20																								
延	長 L	-200	1 施工箇所ごと																						
					法長 ϕ	$\phi < 3m$	-50	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。																	
						$\phi \geq 3m$	-100																		
					厚さ t	t < 5cm	-10	施工面積200㎡につき1箇所以上、面積200㎡以下は2箇所をせん孔により測定。																	
t ≥ 5cm	-20																								



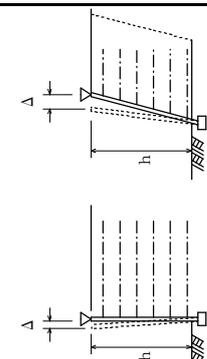
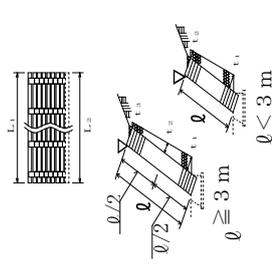
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準		測定箇所		摘要	
3	土木工事共通編	2	11	4	1	法粋工 (現場打法粋工) (現場吹付法粋工)	法長 ϕ	$\phi < 10\text{m}$	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		<p>由線部は設計図書による 3-2-11-4</p>				
							$\phi \geq 10\text{m}$	-200	<p>粋延長100mにつき1箇所、粋延長100m以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>							
							幅 w	-30								
							高さ h	-30								
							粋中心間隔 a	±100								
							延長 L	-200								
					2	法粋工 (プレキヤスト法粋工)	法長 ϕ	$\phi < 10\text{m}$	-100	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>	<p>3-2-11-4</p>					
						$\phi \geq 10\text{m}$	-200									
							延長 L	-200								
				6		アンカー工	削孔深さ ϕ	設計値以上		<p>全数</p>  $d = \sqrt{x^2 + y^2}$						
						配置誤差 d	100									
						せん孔方向 θ	±2.5度									

出来形管理基準及び規格値

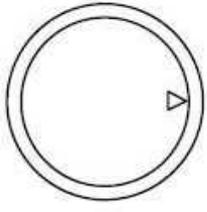
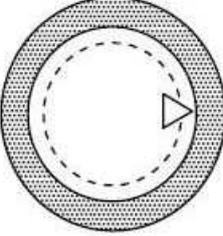
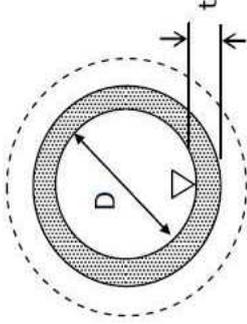
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	12	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2箇所。		3-2-12-1
							厚さ t	-20			
							裏込厚さ	-50			
							幅 w_1, w_2	-30			
							高さ h	-50			
							$h < 3m$	-100			
							$h \geq 3m$	-200			
							延長 L		1 施工箇所ごと		
3				2		プレキャスト擁壁工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2箇所。		3-2-12-2
							延長 L	-200			
									1 施工箇所ごと		

出来形管理基準及び規格値

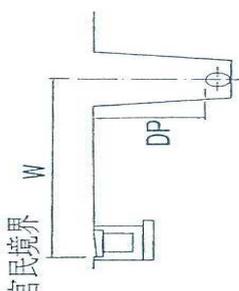
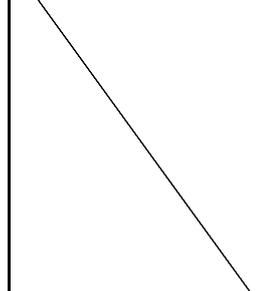
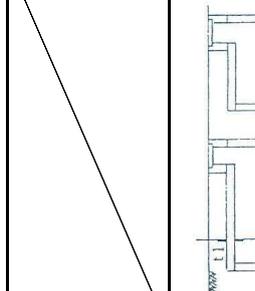
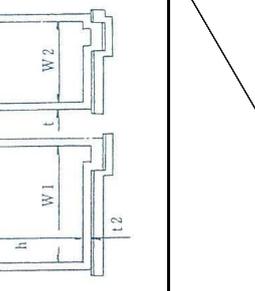
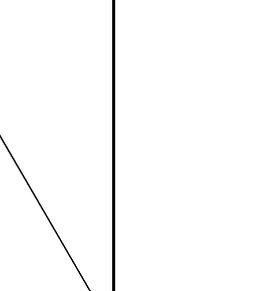
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	3		補強土壁工 (テールアルメ)壁工法 (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-12-3
							高さ h	-50			
							鉛直度 △	±0.03hかつ ±300以内			
							控え長さ	設計値以上			
							延長 L	-200	1 施工箇所ごと		
3	土木工事共通編	2	一般施工	4		井桁ブロック工	基準高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-12-4
							法長 φ	-50			
							φ < 3 m				
							φ ≥ 3 m				
							厚さ t ₁ , t ₂ , t ₃		1 施工箇所ごと		
							延長 L ₁ , L ₂	-200			

単位：mm

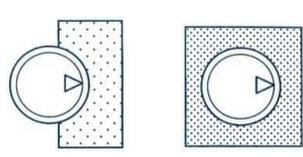
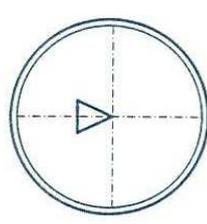
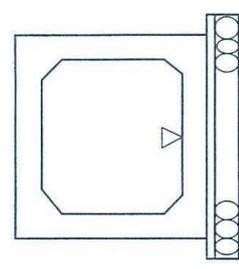
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 推進工	8・9		推進工	基準高▽	±50	基準高, 中心線の変位(水平)は, 推進管1本ごとに1箇所測定する。		3-2-14-8・9 掘進中の蛇行状況, 推進力等を蛇行図, 推進力図(表)等にもとめる。 掘進及び裏込め注入等の管理資料, 日報は適宜まとめ	
						中心の変位(水平)	±50				
						延長 l	-20				延長 l はマンホール間を測定する。
		15 シールド工		一次覆工	15		基準高▽	±50	基準高, 中心線の変位(水平)は, セグメント5リングごとに1箇所測定する。		3-2-15-15 掘進中の蛇行状況, 推進力等を蛇行図, 推進力図(表)等にもとめる。 掘進及び裏込め注入等の管理資料, 日報は適宜まとめ 裏込め注入による浮き上がり量, セグメントの変形量の測定は, 監督員の指示により, 適宜実施する。
							中心の変位(水平)	±50			
							管径(内径)	±50			
							延長 l	-20	延長 l はマンホール間を測定する。		
							基準高▽	±50	基準高, 中心線の変位(水平)は, 施工延長40mごとに1箇所測定する。		
							中心の変位(水平)	±50			
	17		二次覆工			二次覆工厚 t	-20	二次覆工厚は, 1打設ごとに端面で上下左右4点を測定する。		3-2-15-17	
						仕上がり内径 D	-20	仕上がり内径は, 施工延長40mごとに1箇所測定する。			
						延長 l	-20	延長 l はマンホール間を測定する。			

出来形管理基準及び規格値

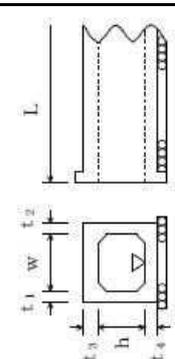
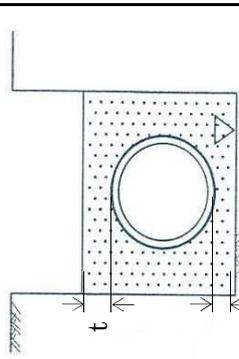
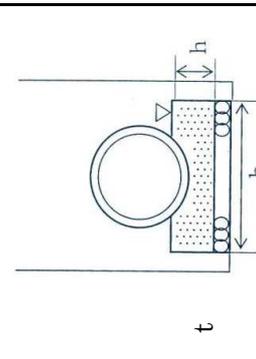
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4	水道工事	1 配水管等及び付属設備工事	5	1	管布設工	占用位置 W	± 30	路線、口径、管種ごとに、施工延長40mごとに1箇所		4-1-1-5
						土被り DP	± 30			
				2	管継手工	各種継手	接合要領書による	口径、管種ごとに全接合箇所測定 各種継手点検表に記入 各種継手ごとに 「継手チェックシート（日本ダクタイル鉄管協会）」 で確認する。		4-1-1-5
				3	弁栓類・鉄蓋の据付け	路面との段差	段差がないこと	全箇所測定		4-1-1-5
				4	弁室その他の構造物	弁室（現場打）	壁厚 t	-20	全箇所測定	
床版厚 t1	-20									
底版厚 t2	-20									
5	異形管防護工	幅	高さ	辺長	体積	内空幅	-30	全箇所測定		4-1-1-5
						内空高	± 30			
						幅	-30			
						高さ	-30			
							± であること			

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
5	下水道工事	1 一般事項	1 管布設工事	3 5 6	1	管布設 (自然流下管)	基準高 ▽	±30	基準高, 中心線の変位(水平)は, マンホール間の中央部及び両端部を測定する。		5-1-1-3~6	
							中心の変位(水平)	±50				
							延長 \emptyset	-20				延長 \emptyset はマンホール間を測定する。
								5-1-1-3~6				
				基準高 ▽	±30	施工延長40mごとに1箇所割合で測定する。						
				中心の変位(水平)	±50							
				延長 \emptyset	-20							
				5-1-1-7								
基準高 ▽	±30	基準高, 中心線の変位(水平)は, 施工延長20mごとに1箇所割合で測定する。										
中心の変位(水平)	±50											
延長 \emptyset	-20				延長 \emptyset はマンホール間を測定する							

単位: mm

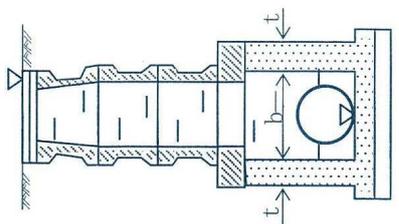
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
5	下 水 道 工 事	1 一 般 事 項	1 管 布 設 工 事	7	2	カルバート工 (場所打) 矩形渠	基準高 ▽	±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所 で測定する。		5-1-1-7	
							厚さ t1~t4	-20				
							幅 (内法) w	-20				
							高さ h	±20				
							延長 l	-20				
		2 管 路 土 工	3	砂基礎	基準高 ▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等 を測定する。		5-1-2-3			
					厚さ t1, t2	設計値以上						
					基準高 ▽	±30				各マンホール間の中央部及び両端部等 を測定する。		5-1-2-3
					幅 b	-30						
					厚さ h	-30						

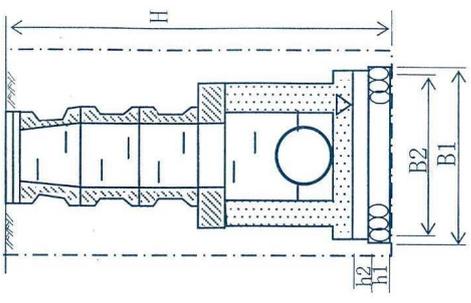
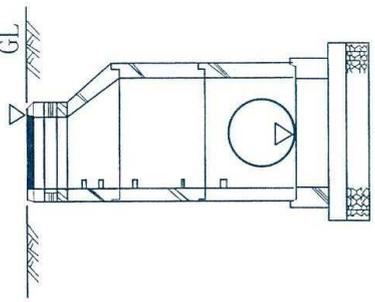
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5	下水道工事	1 一般事項	3 管更生工事	4・5	1	自立管	内径	設計更生管内径の5%以内	1 スパンごとに対角線上3箇所測定	上下流マンホール管口 (中大口径は、1 スパン中間付近で1箇所)	5-1-3-4・5
								硬化直後と24時間以降の測定値に差がないこと。			
							厚み	呼び厚さ以上で+20%以内		全スパン	5-1-3-4・5 ビデオ、写真等で記録
							仕上がり状況	シワ、たるみ、剥離、漏水、異常変色がない。	目視、テレビカメラにより確認	取付管箇所	
						設計更生管径以上(平均内径)		スパンごとに水平及び垂直内径を測定			
					2	複合管	仕上がり状況	変形、浮き上がり、剥離、ひび割れ	目視、テレビカメラにより確認	全スパン	5-1-3-4・5 ビデオ、写真等で記録

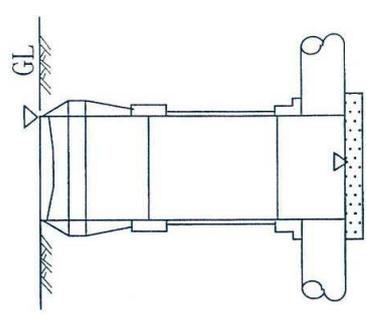
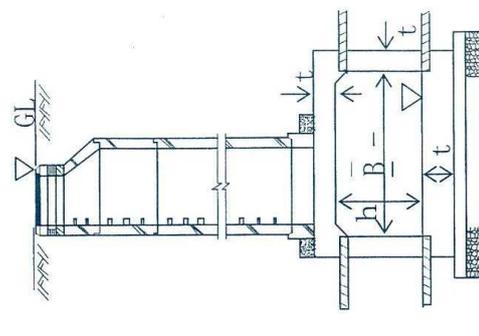
出来形管理基準及び規格値

単位：mm		摘要
編	5 下水道工事	5-1-4-1
章	1 一般事項	
節	4 マンホール・ます等築造工事	
条	1	
枝番	1	
工種	標準マンホール工	
測定項目	規格値	測定基準
基準高 ▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。
幅 b (内法)	-30	
壁厚 t	-20	
マンホール深さ	±30	

出来形管理基準及び規格値

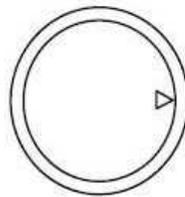
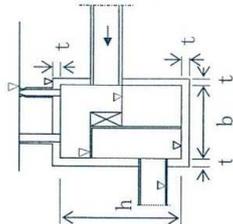
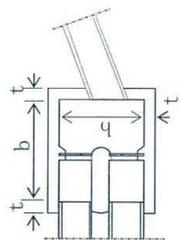
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要					
5	下水道工事	1 一般事項	4 マンホール・ます等築造工事	1	2	マンホール基礎工	基準高 ∇	±30	1施工箇所ごとに測定する。		5-1-4-1					
							床堀深 H	±30								
							基礎工幅 B1	-50								
							基礎工高 h1	-30								
							コンクリート工幅 B2	-30								
							コンクリート工高 h2	-10								
							3	組立マンホール工				基準高 ∇	±30	1施工箇所ごとに測定する。		5-1-4-1
												マンホール深さ	±30			

出来形管理基準及び規格値

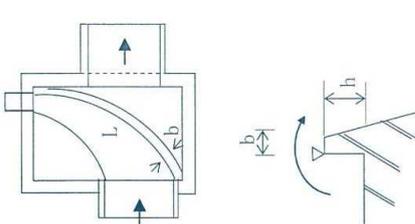
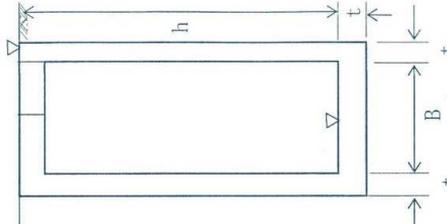
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5	下水道工事	1 一般事項	4 マンホール・ます等築造工事	1	4	小型マンホール工	基準高 ∇	± 30	1施工箇所ごとに測定する。		5-1-4-1
							マンホール深さ	± 30			
5	下水道工事	1 一般事項	4 マンホール・ます等築造工事	1	5	現場打 特殊マンホール工	基準高 ∇	± 30	1施工箇所ごとに測定する。		5-1-4-1
							幅 B	-30			
							高さ h	-30			
							壁厚 t	-20			
							マンホール深さ	± 30			

出来形管理基準及び規格値

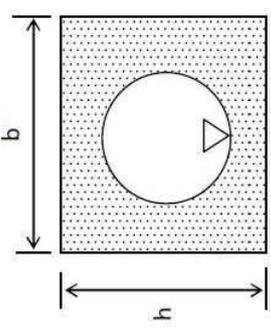
単位：mm		摘要															
編	5 下水道工事	章	1 一般事項	節	特殊マンホール工	条	伏せ越し室・雨水吐室工	枝番	工	種	伏せ越し室・雨水吐室	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	5-1	摘要
												基準高 ▽	±30				
												幅 B (内法)	-30				
												高さ h	-30				
												厚さ t	-20				
編	5 下水道工事	章	1 一般事項	節	特殊マンホール工	条	伏せ越し室・雨水吐室工	枝番	工	種	伏せ越し管	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	5-1	摘要
												基準高 ▽	管布設工に準じる				
												中心線の変位 (水平)	管布設工に準じる				



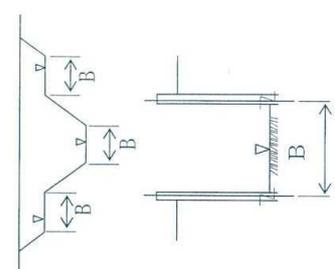
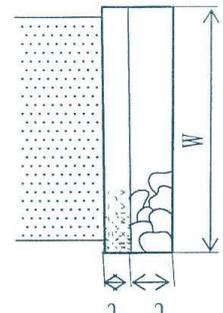
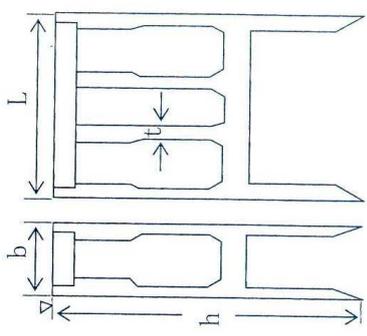
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5	下水道工事	1 一般事項	特殊マンホール工	越流堰工（雨水吐室）	1	越流堰 (雨水吐室)	基準高 ▽	±10	基準高は、中央部及び両端部を測定する。		5-1
							幅 b (厚さ)	-20	幅、高さ、延長は、1施工箇所ごとに測定する。		
							高さ h (深さ)	-30			
							延長 L (長さ)	-20			
5	下水道工事	1 一般事項	特殊マンホール工	中継ポンプ施設	2	中継ポンプ施設	基準高 ▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		5-1
							幅、長さ B	-30			
							深さ h	-30			
							壁厚 t	-20			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm		測 定 基 準	測 定 項 目	規 格 値	測 定 箇 所	摘 要									
編	5 下水道工事	1 一般事項	節 管きよ工（推進）	条 立杭内管布設工	枝番	工 種 空伏工	種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
													基準高 ▽	±50	
													幅 b	-30	
													高さ h	-30	
													中心のずれ	±50	
延長	-20														
<p>1施工箇所ごとに測定する。</p>															

出来形管理基準及び規格値

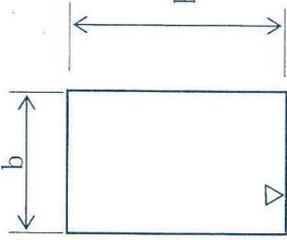
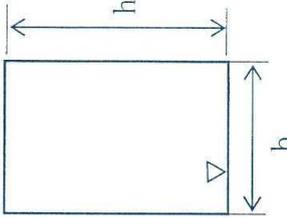
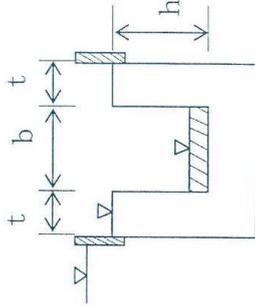
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5	下水道工事	1	一般事項	掘削工		土工(掘削)	基準高 ∇	± 50	施工延長おおむね40m(小規模なものは20m)ごとに基準測線を設定し、基準高を10mごとく、変化点ごとに測定する。		5-1
							幅 B	-100			
				構造物基礎	幅 W	設計値以上	施工延長20mごとに1箇所以上測定する。 延長20m以下は、1施工箇所ごとに2箇所測定する。		5-1		
					厚さ t	設計値以上					
					延長	各構造物の規格値による					
				ケーソン基礎	基準高 ∇	± 100	打設ロットごとに測定する。		5-1		
					長さ L	-50					
					幅 b	-50					
					高さ h	-100					
					壁厚 t	-20					
					偏心量	300以内					

出来形管理基準及び規格値

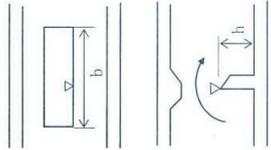
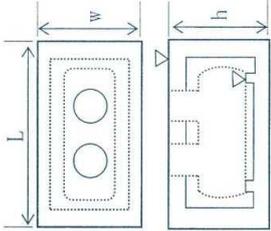
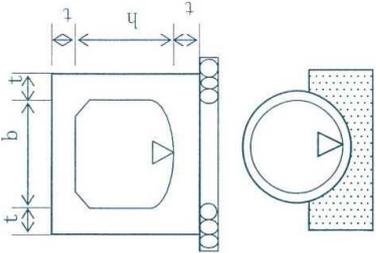
編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要					
5	下水道工事	1	一般事項	躯体工	1	池・槽の主要構造物	基準高 ▽	±30	1池（又は1槽）について、図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。		5-1					
							幅 b	±30								
							高さ h	±30								
							壁厚 t	-20								
								ただし床版厚 -10								
							長さ	±50								
							2	池・槽の付属構造物				基準高 ▽	±20	1施工箇所ごとに図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。		5-1
												幅 b	±20			
												高さ h	±20			
												壁厚 t	±10			
長さ	±50															
3	開口部	幅 b	±20	永久開口部ごとに測定する。		5-1										
		高さ h	±20													

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm		摘要										
編 5 下水道工事	章 1 一般事項	節 本体築造工	条 躯体工	枝番 4	工 種 ゲート用開口部	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	5-1		
						基準高 ∇	-20 +0	開口部ごとに測定する。				
						幅 b	-0 +20					
						高さ h	±20					
	測定項目											
	編 5 下水道工事	章 1 一般事項	節 本体築造工	条 躯体工	枝番 5	工 種 可動せき用開口部	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	5-1	
							基準高 ∇	-20	開口部ごとに測定する。			
							幅 b	-0 +20				
							高さ h	±20				
		測定項目										
		編 5 下水道工事	章 1 一般事項	節 越流樋工	条 越流樋工	枝番	工 種 流出トラフ	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	5-1
								基準高 ∇	±20	基準高は、1施工箇所ごとに交差点等を測定する。		
幅 b								±20				
高さ h								-20				
測定項目												
長さ			±50	長さ、各池外周部の1施工箇所について測定する。								
測定項目												
幅 b	±20		幅、高さは、各池の1施工箇所について3箇所測定する。									
高さ h	-20											
測定項目												
長さ	±50											

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要												
5	下水道工事	1	一般事項	越流堰板工	1	越流堰	基準高 ▽	±20	基準高は、中央部及び両端部を測定する。		5-1												
							幅 b	±20	幅・高さは、1施工箇所ごとに測定する。														
							高さ h	-20															
							長さ	±20															
		2						燃料貯留槽工	基準高 ▽	±30	設計図の寸法表示箇所を測定する。		5-1										
									厚さ t	-20													
									幅 w	-30													
									高さ h	±30													
									延長 L	-50													
									管布設工									流入渠・流出渠	基準高 ▽	±30	設計図の寸法表示箇所を測定する。		5-1
																			幅 b	-30			
																			高さ h	±30			
厚さ t	-20																						
							延長	L < 20m : -50 L ≥ 20m : -100															

3 品質管理基準及び規格値

目次（品質管理基準）

p.

1	セメント・コンクリート	3-1
	（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	
2	プレキャストコンクリート製品（JIS I類）	3-7
3	プレキャストコンクリート製品（JIS II類）	3-7
4	プレキャストコンクリート製品（JIS その他）	3-7
5	ガス圧接	3-10
6	既製杭工	3-11
7	下層路盤	3-12
8	上層路盤	3-15
9	アスファルト安定処理路盤	3-18
10	セメント安定処理路盤	3-18
11	アスファルト舗装	3-21
12	転圧コンクリート	3-25
13	路床安定処理工	3-28
14	表層安定処理工（表層混合処理）	3-29
15	固結工	3-30
16	アンカー工	3-30
17	補強土壁工	3-31
18	吹付工	3-32
19	現場吹付法砕工	3-36
20	河川土工	3-40
21	道路土工	3-42
22	排水性舗装工・透水性舗装工	3-45
23	ガス切断工	3-48
24	溶接工	3-49
	<水道>	
25	配管（水道） 水圧試験	3-52
26	〃 管の接合	3-52
27	〃 管の溶接	3-53
28	〃 内面塗装（無溶剤形エポキシ樹脂塗料）	3-53
29	〃 外面塗装（タールエポキシ樹脂塗料）	3-53
30	〃 外面塗装（ジョイントコート）	3-53

<下水道>

31	管布設工（開削）	管渠材料(下水道用鉄筋コンクリート管)	3-54
32	〃	管渠材料(下水道用硬質塩化ビニル管)	3-54
33	〃	管渠材料(下水道用リブ付硬質塩化ビニル管)	3-55
34	〃	管渠材料(下水道用強化プラスチック複合管)	3-55
35	〃	管渠材料(下水道用レジンコンクリート管)	3-56
36	〃	管渠材料(下水道用ボックスカルバート)	3-57
37	〃	管渠材料(下水道用ダクタイトル鋳鉄管)	3-58
38	〃	管渠材料(下水道用ポリエチレン管)	3-59
39	〃	管渠材料(鋼管)	3-59
40	管推進工	管渠材料(下水道用推進工法用鉄筋コンクリート管)	3-60
41	〃	管渠材料(下水道用推進工法用ダクタイトル鋳鉄管)	3-61
42	〃	管渠材料(鋼管)	3-61
43	シールド工	管渠材料(シールド工用標準コンクリート系セグメント)	3-62
44	〃	管渠材料(シールド工用標準鋼製セグメント)	3-62
45	マンホール設置工	管渠材料(組立マンホール側塊)	3-63
46	〃	管渠材料(下水道用鋳鉄製マンホールふた)	3-63
47	〃	管渠材料(マンホール足掛金物)	3-63
48	〃	管渠材料(下水道用塩化ビニル製小型マンホール)	3-64
49	ます設置工	管渠材料(下水道用鋳鉄製防護ふた)	3-64
50	〃	管渠材料(下水道用硬質塩化ビニル製ます)	3-65
51	〃	管渠材料(下水道用ポリプロピレン製ます)	3-65
52	管更生工事		3-66

注) なお、各表の右欄の「試験成績表等による確認」に「○」がついているものは、試験成績書やミルシート等によって品質を確保できる項目であるが、必要に応じて現場検査を実施する。空欄の項目については、必ず現場検査を実施する。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認			
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港職第35号、国空建第78号) J	同左	骨材試験を行う場合は、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	○	○			
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			○		
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。				○	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。					○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)					

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認		
I セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材 料	その他 (J I S マーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモル比圧縮強度による試験方法」による。	○		
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。				
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。				
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利； 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石； 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。				
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上				
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上				
			練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合； JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。			上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合； JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。					

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造(プラント)	その他(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	計量設備の計量精度	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験					
			連続ミキサの場合: 土木学会規準JSCF-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	○	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
		JIS A 1111 JIS A 1125	設計図書による					

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施 工	必 須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1)試験の測定回数(3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工事※で1工種1回以上の試験、50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキスクレストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができ、1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCF-C502-2013, 503-2007) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない、無筋構造物の場合は省略できる。 	
			単位水量測定	「レディミキスクレストコンクリートの品質確保について」(「レディミキスクレストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」)	1) 測定した単位水量が、配合設計士15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計士15kg/m ³ を超え20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計士15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計士20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込みますに、持ち腐らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計士20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計士15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができ、再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ /日以上の場合、2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	スランプレ試験	JIS A 1101	スランプレ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプレ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm (コンクリート舗装の場合) スランプレ2.5cm：許容差±1.0cm	<ul style="list-style-type: none"> 荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミックスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプレ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプレ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模工種※で工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及びび堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	<ul style="list-style-type: none"> 荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(σ7…3個、σ28…3個)とする。 早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。 		
		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	<ul style="list-style-type: none"> 荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 		
			コンクリートの曲げ強度試験(コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 設計図書による。	<ul style="list-style-type: none"> 打設日1日につき2回(午前・午後)の剩りで行う。なおテストピースは打設場所で行う。1回につき原則として3個とする。 品質に異常が認められた場合に行う。 		
			コアによる強度試験	JIS A 1107				
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112				

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない)とし、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 アーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSGE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3箇所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5箇所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。)また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1箇所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1箇所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	
			配筋状態及びひかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」による	同左	同左	同左	
			強度測定	「非破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
2 プレキキャストコンクリート製品 (JIS I 類)	材料	必須	JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)				
	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと。	全数		
3 プレキキャストコンクリート製品 (JIS II 類)	材料	必須	製品検査結果 (寸法・形状・外観、性能試験) ※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。	製造工場の検査ロットごと		○
	施工	必須	JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)				
4 プレキキャストコンクリート製品 (その他)	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと。	全数		
	材料	必須	セメントのアルカリ骨材反応対策 反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	「アルカリ骨材反応抑制対策について」 (平成14年7月31日付け国港環第35号、国空建第78号)」	1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
(次頁に続く)			コンクリートの塩化物総量規制	コンクリートの塩化物総量規制	原則0.3kg/m ³ 以下	1回/月以上 (塩化物量の多い砂の場合1回以上/週)		○
			コンクリートのスランプ試験/スランプフロー試験	JIS A II01 JIS A II50	製造工場の管理基準	1回/日以上		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試 験 成 績 表 等 による 確 認										
4 プレキャスト コンクリート 製品 (その他)	材 料	必 須	コンクリートの圧縮強度 試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85% 以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び 強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験 値の平均値)	1回/日以上		○										
			コンクリートの空気量測 定 (凍害を受ける恐れのある コンクリート製品)	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5% (許公差)	1回/日以上			○									
			骨材のふるい分け試験 (粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上および産地が変わった場合。				○								
			骨材の密度及び吸水率試 験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロニッケル系スラグ骨材) JIS A 5011-3 (銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材II)				○							
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/年以上および産地が変わった場合。						○						
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	細骨材:1.0%以下 粗骨材:コンクリートの表面がすりへり作 用を受ける場合3.0%以下、その他の場合 5.0%以下 (砕砂およびスラグ骨材を用 いた場合はコンクリートの表面がすりへ り作用を受ける場合5.0%以下その他の場 合7.0%以下)	1回/月以上および産地が変わった場合。 (微粒分量の多い砂1回/週以上)							○					
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮 強度が90%以上の場合は使用できる。	1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を 含む細骨材のモル圧縮強度による試験 方法」による。							○				
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	1回/月以上および産地が変わった場合。									○			
			硫酸ナトリウムによる骨 材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利:製作開始前、1回/6ヶ月以上及 び産地が変わった場合。 砕砂、砕石:製作開始前、1回/年以上及 び産地が変わった場合。										○		
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	1回/月以上											○	
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)													○

(次頁に続く)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)			コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6205 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201 (フライアッシュ) JIS A 6202 (膨張材) JIS A 6204 (化学混和剤) JIS A 6205 (防せい剤) JIS A 6206 (高炉スラグ微粉末) JIS A 6207 (シリカフェューム)	1回/月以上 ただし、JIS A 6202 (膨張材) は1回/3ヶ月以上、JIS A 6204 (化学混和剤) は1回/6ヶ月以上	試験成績表による。	○
			練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性懸濁物質の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 20ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始凝は30分以内、終凝は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
	材 料	必 須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1回/月又は入荷の都度	試験成績表による。	○
	施 工	必 須	製品の外觀検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
5 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> 目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり等 ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等 	<p>熱間圧接法以外の場合</p> <p>①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。</p> <p>②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。</p> <p>③ふくらみ長さの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。</p> <p>⑤折れ曲がりの角度が2°以下。</p> <p>⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。</p> <p>⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>	<p>鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径ごとに自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1)直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間圧接ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行う。 (2)直径19mm未満の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間圧接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。 	
					<p>熱間圧接法の場合</p> <p>①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない</p> <p>②ふくらみ長さの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。</p> <p>④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 目視は全数実施する。 特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。 	<p>熱間圧接法以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ⑤は、再加熱して修正する。 ⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。 	

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
5 ガス圧接	施工後試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> 目視 圧接面の研磨 たれ下がりが 焼き割れ ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等 	<p>熟間押抜法の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 目視は全数実施する。 特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。 	<p>熟間押抜法の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 規格値を外れた場合は以下による。い ずれの場合も監督職員の承諾を得る。 ①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行つて修正し、修正後外観検査を行う。 ④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 	
6 既製杭工	材料	必須	超音波探傷検査	JIS Z 3062	<ul style="list-style-type: none"> 各検査ロットごとに30箇所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上の場合、ロットを不合格とする。 ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 超音波探傷検査は採取検査を原則とする。 採取検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標し、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 規格値を外れた場合は、以下による。 不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となつた箇所は、監督職員の承諾を得て、圧接部を切り取つて再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。 	○
	施工	必須	外観検査 (鋼管杭)	JIS A 5625	<p>目視により使用上有害な欠陥 (鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など) がないこと。</p> <p>【円周溶接部の目視】</p> <p>外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書による。 	<ul style="list-style-type: none"> 外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を$2mm \times \pi$以下とする。 外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を$3mm \times \pi$以下とする。 外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を$4mm \times \pi$以下とする。 	
			鋼管杭・コンクリート杭の現場溶接浸透探傷試験 (溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	<p>われ及び有害な欠陥がないこと。</p> <p>原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができ。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。</p>			

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
6 既製杭工	施工	必須	鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20箇所ごとに1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。(20箇所ごとに1箇所とは、溶接を20箇所施工したことにその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)		
		その他	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20箇所ごとに1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。(20箇所ごとに1箇所とは、溶接を20箇所施工したことにその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)	中掘り工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	
7 下層路盤	材料	必須	鋼管杭・コンクリート杭(根固め)セメントミルクの圧縮強度試験	比重の測定による水セメント比の推定 セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい固固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%~70% (中掘り杭工法)、60% (プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法) とする。 設計図書による。	試験体の採取回数是一般に車杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。ことが多い。なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm ²	
		必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	配状態盤；修正CBR20%以上(グラッパンヤラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生グラッパンヤランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・・・・40cm	供試体の採取回数は一般に車杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。ことが多い。なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	・中規模以上の工事とは、管理区を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
7 下層路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下		・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシュヤラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。	
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	同上	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュヤランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・再生クラッシュヤランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。		

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
7 下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の99%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による	<ul style="list-style-type: none"> ・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の99%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個 (10孔) で測定する。 <p>(例)</p> <p>3,001~10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡ごとに10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。</p> <p>例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロットごとに10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合 (維持工事を除く) は、1工事あたり3個 (3孔) 以上で測定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100㎡未満の工事は除く。 		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		<ul style="list-style-type: none"> ・全幅、全区間で実施する。 		
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割合で行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102			<ul style="list-style-type: none"> ・セメントコンクリートの路盤に適用する。 	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で、管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で、管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
8 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む 場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理区を描いた上での管理が可能ないは使用する基施工面積が10,000㎡あるいは使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。 	○
			鉄鋼スラッグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上			
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理区を描いた上での管理が可能ないは使用する基施工面積が10,000㎡あるいは使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。 	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下			

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
8 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラッグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-10	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラッグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。	○
			鉄鋼スラッグの水浸膨張性試験 鉄鋼スラッグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16 舗装調査・試験法便覧 [4]-12	1.5%以下 1.2Mpa以上(14日)		・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。	○
			鉄鋼スラッグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-106	1.50kg/L以上	同上	・MS：粒度調整鉄鋼スラッグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。	○
		その他						

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
8 上層路盤	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないしは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。 	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個 (10孔) で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡ごとに10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロットごとに10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合 (維持工事を除く) は、1工事あたり3個 (3孔) 以上で測定する。 ・100㎡未満は除く。		

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
8 上層路盤	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時 (1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
		その他	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±6%以内			
9 アスファルト安定処理路盤			平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		観察により異常が認められたとき。		
10 セメント安定処理路盤	材料	必須	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
			アスファルト舗装に準じる					
10 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-38	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。	

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
10 セメント安定処理路盤	材料	必須	骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・アスファルト舗装に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-103	下層路盤 塑性指教PI：9以下 上層路盤 塑性指教PI：9以下	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。		
	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時 (1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。	
			粒度 (75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。	

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
10 セメント安定処理路盤	施 工	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の99%以上。 X10 95%以上 X6 96.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	<ul style="list-style-type: none"> ・ 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の99%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個 (10孔) で測定する。 <p>(例)</p> <p>3,001~10,000㎡ : 10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡ごとに10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合 : 6,000㎡/1ロットごとに10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合 (維持工事を除く) は、1工事あたり3個 (3孔) 以上で測定する。 ・ 100㎡未満の工事は除く。</p>		
		そ の 他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-213, [4]-218	±1.2%以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：異常が認められたとき (1~2回/日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
11 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事とは、上記以外の場合は該当する。 	○		
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm以上 吸水率：3.0%以下				
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下				
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下				
			ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。				
			ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下				
			ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下				
			ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下				
			ファイラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	3%以下				
			その他					<ul style="list-style-type: none"> ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事とは、上記以外の場合は該当する。 	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
11 アスファルト舗装	材料	その他	ファイラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4以下	同上	同上	○	
			製鋼スラッグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下				・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。
			製鋼スラッグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	単粒度製鋼スラッグ (SS) 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下				・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 クラッシュラン製鋼スラッグ (CSS)：50%以下 単粒度製鋼スラッグ (SS)：30%以下				・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下				・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプロローンアスファルト：表3.3.4				○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
11 アスファルト舗装	材料	その他	軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3				○
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3				
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.3.1 ・セミプロローンアスファルト：表3.3.4				
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプロローンアスファルト：表3.3.4				
			薄層加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプロローンアスファルト：表3.3.4				
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.3.1				
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプロローンアスファルト：表3.3.4				
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミプロローンアスファルト：表3.3.4				
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192					
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244					
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度				
粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度		○					
アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内		○					

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
11 アスファルト舗装	プラント	必須	温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○
		その他	水浸ポイールトラッキング試験 ポイールトラッキング試験 ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57 舗装調査・試験法便覧 [3]-39 舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認 アスファルト混合物の耐流動性の確認 アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	
	舗設現場	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道の基準密度については、以下の値とする。 基準密度の88.0%以上。 X3 90.0%以上 X6 89.5%以上 X10 89.5%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個 (10孔) で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡ごとに10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロットごとに10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は (維持工事を除く) は、1工事あたり3個 (3孔) 以上で測定する。 ・100㎡未満の工事は除く。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 橋面舗装はコア採取しないでAs合材量 (プラント出荷数量) と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 	○	
	舗設現場	温度測定 (初転圧前) 外観検査 (混合物) すべり抵抗試験	温度計による。 目視 舗装調査・試験法便覧 [1]-84	110℃以上 設計図書による	随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)。	○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
12 転圧コンクリート	材料（JISマークに表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	コンシステンシーVc試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初		
			マージナル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案） ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%			
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。			
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧参照 ・細骨材：表-3.3.20 ・粗骨材：表-3.3.22			
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。			
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。			
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下			
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外（砂等） 3.0%以下（ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下）			
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。			
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上			
骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下						
硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下						

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
12 転圧コンクリート	(JIS材料マーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認							
12 軽圧コンクリート	製 （JIS A 8603-1 マーク表示されたレディーミクスコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度	パツチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2 連続ミキサの場合： 土木学会報連JSCF-1 502-2013 JIS A 1111 JIS A 1125	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○							
			ミキサの練混ぜ性能試験						コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができるとする。	○			
			細骨材の表面水率試験						コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下 設計図書による	2回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。		○		
			粗骨材の表面水率試験						設計図書による	1回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。			○	
			コンシステンシーVC試験						修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運転車ごとを目視観察を行う。	○				
			マーシャル突き固め試験						舗装調査・試験法便覧 [3]-290 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%					○
			ランマー突き固め試験						○						
			○												
			○												
			○												
			○												
			○												
○															
○															
○															

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
12 転圧コンクリート	施工	必須	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	<ul style="list-style-type: none"> 試験回数数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 試験回数数が7回未満となる場合は、①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上 	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回（材令28日）。		
			温度測定（コンクリート）	温度計による。		2回/日（午前・午後）以上		
13 路床安定処理工	材料	必須	現場密度の測定	RI水分密度計 舗装調査・試験法便覧 [3]-300	<ul style="list-style-type: none"> 基準密度の95.5%以上。 転圧コンクリート舗装技術指針による 	40mに1回（横断方向に3箇所） 1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定 当初及び土質の変化したとき。		
			土の縮固め試験 CBR試験	JIS A 1210 舗装調査・試験法便覧 [4]-155, [4]-158	設計図書による。			
			現場密度の測定 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
					設計図書による。			
	施工	必須	また、RI計器を用いた盛土の締め固め管理要領（案）	<ul style="list-style-type: none"> 【縮固め度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。 【空気間隙率による管理】 河川土工マニユアル、道路土工指針に準じて、施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。 又は、設計図書による。 	<ul style="list-style-type: none"> 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とし、管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点 	<ul style="list-style-type: none"> 最大粒径<100mmの場合に適用する。 左記の規格値を満たしているも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 		
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締め固め管理要領」による	<ul style="list-style-type: none"> 施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工量面積が2,000㎡以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。 			

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
13 路床安定処理工	施工	必須	ブルーローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅、全區間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1箇所を割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
	施工	その他	現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
14 表層安定処理工(表層混合処理)	材料	その他	含水比試験	JIS A 1203		500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。		
	材料	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ハンガリアン-A)	設計図書による。	ブルーローリングでの不良箇所について実施		
	施工	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
14 表層安定処理工(表層混合処理)	材料	その他	現場密度の測定	最大粒径≦53mm：砂置換法 (JIS A 1214)	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。		
	材料	必須	※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法		1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
	施工	必須	RI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)	または、 【縮固め度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。 【空気間隙率による管理】 河川土工マニュアル、道路土工指針に準じて、施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。 又は、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を標準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
			また、 「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
14 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	設計図書による。	路床仕上げ後、全幅、全區間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		
				JIS A 1215					各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。
				JIS A 1222					
				JIS A 1203					
				舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ハンダトランピ-A)					
15 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものである。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。		
				ポアリングコアの目視確認					当初及び土質の変化したとき。 改良体の上端から下端までの全長をポアリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えることに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。
				改良体全長の連続性確認					
				ポアリングコアの目視確認					
				JIS A 1216					
16 アンカー工	施工	必須	土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものである。	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えることに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度ごとに3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したポアリングコアを利用してもよい。		
				JIS A 1108					2回(午前・午後) / 日
				JIS R 5201					
				グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)					
				グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)					
(次頁に続く)	施工	必須	確認試験 (1 サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。 設計アンカー力に対して十分に安全であること。	多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1 サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。 ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。		
				グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)					
				グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)					
				グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)					
				グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)					

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
16	アンカー工	その他	その他の確認試験	グラウソンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1 サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	
17	補強土壁工	必須	土の縮固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
		その他	外観検査 (ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左			
		その他	コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。		○
17	補強土壁工	必須	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。		
		必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm : 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	次の密度への縮固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (縮固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上 (縮固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) であり、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも縮固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。 または、設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (縮固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
17	補強土壁工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm : 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	次の密度への縮固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上 (縮固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは92%以上 (縮固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) であり、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも縮固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 躯体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とし、1日の施工面積が1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径 < 100mm の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしている点も、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (縮固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
		必須	土の縮固め試験	また、「RTI計器を用いた盛土の縮固め管理要領 (案)」	また、「RTI計器を用いた盛土の縮固め管理要領 (案)」			

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
17 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、 「TS・GNSSを用いた盛土の縮固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
18 吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策 骨材のふるい分け試験 骨材の密度及び吸水率試験	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号) JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021 JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	同左 設計図書による。 絶対密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については摘要を参照)	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気処理スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○ ○ ○ ○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)			○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認			
18 吹付工	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年/年以上及び産地が変わった場合。	<p>・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモル比圧縮強度による試験方法」による。</p>	○			
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。					
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月/年以上及び産地が変わった場合。					
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月/年以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年/年以上及び産地が変わった場合。					
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月/年以上			○		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)						
			練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年/年以上及び水質が変わった場合。				○	
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上						
											その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
18 吹付工	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	細骨材の表面水率試験 粗骨材の表面水率試験	JIS A 1111 JIS A 1125	設計図書による 水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	2回/日以上 1回/日以上 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。 ・レディミクストコンクリートの場合 ・印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○
		その他	計量設備の計量精度 ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2 連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、涵渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
								○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
18 吹付工	施 工	そ の 他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができ、1工種当りの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCC-C502-2013, 503-2007) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない、無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、種管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種) 	
			スランブ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満 : 許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下 : 許容差±2.5cm	<ul style="list-style-type: none"> ・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができ、1工種当りの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照 	
		必 須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規程JSCC F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができ、1工種当りの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照 	

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
18 吹付工	施工	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミックスコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができ。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
19 現場吹付法 枠工	材料	必須	コアによる強度試験 アルカリ骨材反応抑制対策	JIS A 1107 「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号) 」	設計図書による。 同左	品質に異常が認められた場合に行う。 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		合その他除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
		(JISマーク表示されたレディーミックスコンクリートを使用する場合)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕石・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)		JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試 験 成 績 表 等 による 確 認				
19 珪砂吹付法 砕工	材 料	合 せ は の 除 他 (除 け) (J I S マ ー ク 表 示 され た レ デ ィ ー ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合)	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	○				
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。			○			
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上				○		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。					○	
			練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合； JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。						○
				回収水の場合； JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。						

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
19 現場吹付法 砕工	場 合 は 除 く ） （ J I S マ ー ク 表 示 さ れ た レ デ イ ー ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場 合に適用する。	○
		その他	粗骨材の表面水率試験 計量設備の計量精度	JIS A 1125	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	1回/日以上 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場 合、印字記録により確認を行う。	○
		その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差 率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率： 5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10% 以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差 率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種1回以上の総使用量が 50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、 またはレディーミクストコンクリート工 場（JISマーク表示認定工場）の品質証明 書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工 種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打 杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床 版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、 函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネ ル、舗装、その他これらに類する工種及 び特記仕様書で指定された工種）	○
	施工	その他	スランプ試験 （モルタル除く）	連続ミキサの場合： 土木学会規格JSCE-I 502-2013 JIS A 1101	コンクリート中のモルタル単位容積質量 差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5% 以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下 スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5 cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5 cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規 模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷 卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種1回以上の総使用量が 50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、 またはレディーミクストコンクリート工 場（JISマーク表示認定工場）の品質証明 書等のみとすることができる。1工種当た りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工 種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打 杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床 版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、 函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネ ル、舗装、その他これらに類する工種及 び特記仕様書で指定された工種）	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
19 現場吹付法 砕工	施 工	必 須	コンクリートの圧縮強度 試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程JISCE F561- 2013	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された 型枠に工事で使用するのと同じコンク リート(モルタル)を吹付け、現場で7日 間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り 取りキヤッピングを行う。1回に6本(σ7 …3本、σ28…3本、)とする。	・参考値：18N/mm ² 以上(材令28日) ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が 50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、 またはレディミキストコンクリート工 場(JISマーク表示認定工場)の品質証明 書等のみとすることができる。1工種当 りの総使用量が50m ³ 以上の場合、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験 の項目を参照	
		そ の 他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性 向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまた がる場合は、事前に1回コンクリート打 設前に行い、その試験結果が塩化物総量 の規制値の1/2以下の場合は、午後の試 験を省略することができる。(1試験の 測定回数3回)試験の判定は3回の測 定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が 50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、 またはレディミキストコンクリート工 場(JISマーク表示認定工場)の品質証明 書等のみとすることができる。1工種当 りの総使用量が50m ³ 以上の場合、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂 の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE- C502.503)または設計図書の規定により 行う。 ※小規模工種については、スランプ試験 の項目を参照	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規 模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び 荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が 50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、 またはレディミキストコンクリート工 場(JISマーク表示認定工場)の品質証明 書等のみとすることができる。1工種当 りの総使用量が50m ³ 以上の場合、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験 の項目を参照	
			ロックボルトの引抜き試験 コアによる強度試験	参考資料「ロックボルト の引抜き試験」による JIS A 1107	引抜き耐力の80%程度以上。 設計図書による。	設計図書による。 品質に異常が認められた場合に行う。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
20 河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204				
	材料	その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の含水比試験	JIS A 1203				
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	必要に応じて。			
		土の一軸圧縮試験	JIS A 1216					
		土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	JIS A 1217				
		土のせん断試験						地盤材料試験の方法と解説
		土の透水試験	JIS A 1218					

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
20 河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 舗装調査・試験法便覧 [1]-185 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の測定によることかである。 【砂質土 (25% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $\leq 50\%$)】 空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土 (50% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分)】 飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または、設計図書による。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしているも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の測定によることかである。 【砂質土 (25% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $\leq 50\%$)】 空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土 (50% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分)】 飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点		
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216		コーン指数が悪いとき。		
			その他					

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試 験 成 績 表 等 による 確 認
21 道路土工	材 料	必 須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合を除く）。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。		
				JIS A 1211				
		そ の 他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。 （材料が岩砕の場合を除く）		
				JIS A 1202				
				JIS A 1203				
土の含水土試験								

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
21 道路土工	材料	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	【砂質土】 ・ 路体：次の密度への縮固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（縮固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・ 路床及び構造物取付け部：次の密度への縮固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（縮固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（縮固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） ただし、JIS A 1210 C・D・B法での管理は、標準の施工仕様よりも縮固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 【粘性土】 ・ 路体：自然含水比またはトラフイカピリテーターが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ 。 ・ 路床及び構造物取付け部：トラフイカピリテーターが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 8\%$ である。ただし、縮固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				
	施工	必須	現場密度の測定（3種類）のいずれかを実施する。 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： 砂置換法（JIS A 1214、JIS A 1210） 最大粒径 $> 53\text{mm}$ ： 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法				

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
21 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、 「RT計器を用いた盛土の縮固め管理要領(案)」による。	<p>【砂質土】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路体：次の密度への縮固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(縮固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構築物取付け部：次の密度への縮固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(縮固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(縮固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 <p>ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも縮固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。</p> <p>【粘性土】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路体、路床及び構築物取付け部：自然含水比またはトリアキピライイーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 <p>ただし、縮固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。</p> <p>または、設計図書による。</p>	<p>盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。</p> <p>路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は</p> <ol style="list-style-type: none"> 1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 500㎡未満：5点 500㎡以上1000㎡未満：10点 1000㎡以上2000㎡未満：15点 		
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の縮固め管理要領」による。	<p>施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。 		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210			<ul style="list-style-type: none"> ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。 	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215				

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認				
21 道路土工	材料	その他	現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割合で行う。						
			含水比試験	JIS A 1203								
22 排水性舗装工・透水性舗装工	施工	その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例)トラフィックピリティが悪い時						
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ハンカトランプ-A)								
	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧参照」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。	○					
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	砕石・玉砕、製鋼スラグ(SS) 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下							
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下							
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下							
			ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧参照」3-3-2(4)による。							
			ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下							

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
22 排水性舗装工・透水性舗装工	フラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。	○		
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日		○		
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内				○	
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	配合設計で決定した混合温度。	随時			○	
			水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。				○	
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。				○	
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-111	設計図書による。				○	
			カンタダブロ試験	温度計による。	140~160℃	随時			○	
			温度測定 (初圧圧前)							
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-122	X ₁₀ 1,000mL/15sec以上 X ₁₀ 300mL/15sec以上 (歩道箇所)	1,000㎡ごと。				

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
22 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗表調査・試験法便覧 [3]-97	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	<ul style="list-style-type: none"> ・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 <p>(例)</p> <p>3,001～10,000㎡：10個</p> <p>10,001㎡以上の場合、10,000㎡ごとに10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。</p> <p>例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロットごとに10個、合計20個</p> <p>なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100㎡未満の工事は除く。 			
									外観検査（混合物）
23 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50μm以下 二次部材の最大表面粗さ 100μm以下 (ただし、切削による場合は50μm以下)	<ul style="list-style-type: none"> ・100㎡未満の工事は除く。 	最大表面粗さとは、JIS B 0601 (2013) に規定する最大高さ粗さRzとする。		
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあつてはならない 二次部材：1mm以下				ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。
			スラッグ	目視	塊状のスラッグが点在し、付着しているものが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。				
			上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。				
			平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）				
			ベベル精度	計測器による計測					
			真直度						
その他									

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
24 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋補示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経緯をもつ現場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することとができる。	○
			型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		○
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれの3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋補示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3		○
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1		○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
24 溶接工	施工	必須	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4.6外部きず検査18.4.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	<p>・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。</p> <p>・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。</p> <p>(非破壊試験を行う者の資格)</p> <p>・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305 (非破壊試験—技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。</p> <p>・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。</p> <p>・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。</p> <p>・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。</p>	○
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.3すみ肉溶接試験 (マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	<p>・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.3すみ肉溶接試験 (マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状による。</p> <p>・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。</p>	○
			引張試験：スタット溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm ² 以上、引張強さは 400～550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	<p>なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。</p>	○
			曲げ試験：スタット溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	<p>なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。</p>	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
24 溶接工	施工	必須	突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたいさぎす寸法は、設計上許容される寸法以下でなくてはならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあつてはならない。なお、放射線透過試験による場合においては、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合は、JIS Z 3104による。超音波探傷試験（手探傷）の場合は、JIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋補示方書・同解説」II鋼橋編 表-解18.4.5に各継手の強度等級を満たす上での内部きす寸法の許容値が示されている。なお、表-解18.4.5に示されていない継手の内部きす寸法の許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考とできる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
			外観検査 (割れ)	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験一技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していないといけない。	
			外観形状検査 (ビード表面のピット) 外観形状検査 (ビード表面の凹凸) 外観形状検査 (アンダーカット)	・目視及びノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、角継手には、ビード表面にピットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1個につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大径が1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。 ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。 「日本道路協会道路橋補示方書・同解説」II鋼橋編18.4.6外部きす検査の規定による	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	「日本道路協会道路橋補示方書・同解説」II鋼橋編 表-解18.4.4に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解18.4.4に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考とできる。	
外観検査 (オーバーラップ)	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。					

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
24 溶接工	施工	必須	外観形状検査(すみ肉溶接サイズ)	目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。 1 溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚とも -1.0mm の誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			
			外観形状検査(余盛高さ)	設計図書による。 設計図書に特に仕上げる指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げる。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ピード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ピード幅(B [mm]) 余盛高さ(h [mm]) $B < 15$: $h \leq 3$ $15 \leq B < 25$: $h \leq 4$ $25 \leq B$: $h \leq (4/25) \cdot B$					
25 配管(水道)	水圧試験	必須	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	監督員が必要と認めた場合原則として監督員の立会いのもと実施		
			管路水圧試験	管内に充水し所定の水圧を負荷し、一定時間保持してこの間の圧力変化を測定	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	監督員が必要と認めた場合原則として監督員の立会いのもと実施			
26 配管(水道)	管の接合	必須	継手部水圧試験	試験水圧0.5MPa程度で5分保持してこの間の圧力変化を測定	0.4MPa異常保持	継手10箇所ごとに1箇所以上及び呼び径800mm以上の推進管継手の全部について実施	継手チェックシートを使用		
			ダクタイル鋳鉄管継手部接合検査	目視及びノギス等による計測	各継手部所定の寸法を満たすこと。 ・ボルトの締め付けトルクを満たすこと。	すべての継手接合箇所について実施			

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
27 配管(水道)	管の溶接	必須	放射線透過試験	JIS Z 3104	<ul style="list-style-type: none"> ・ サイズの分類において3類以上 ・ 内面へこみは、その部分の透過写真濃度がこれに接する母材部分の透過写真濃度を超えないこと。 ・ 溶落ちは、いかなる方向に測った寸法も1個ごとに6mm又は管の肉厚のいずれか小さい方を超えず、試験部の有効長さ当たり最大寸法の合計長さ12mm以下とする。 	検査箇所数は、縦横の交差箇所を含め1リング2箇所	WSP008参照 監督員の指示で検査箇所を増可能	
				JIS Z 3050				
				JIS Z 3106				
28 配管(水道)	(内面溶接剤形状エポキシ樹脂塗料)	必須	外観検査	JWWA K 157	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異物の混入、著しいむら及び塗りもれなどがないこと、均一な塗膜であること。 ・ 0.4mm以上(プライマーを含む。) ・ ピンホール探知機を用いて検査を行い、火花が発生するようないかなる欠陥もないこと。 ・ へらを用いてはつり、容易にはがれないこと。 	すべての塗装箇所 監督員の指示した箇所 すべての塗装箇所 監督員の指示した箇所	工場等で塗装し、試験成績表等で品質が確認できる場合は除く。	
				JWWA K 157				
				JWWA K 157				
				JWWA K 157				
				JWWA K 157				
29 配管(水道)	(外面溶接剤形状エポキシ樹脂塗料)	必須	外観検査	JWWA K 115	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異物の混入、著しいむら及び塗りもれなどがないこと、均一な塗膜であること。 ・ 0.3mm以上 ・ ピンホール探知機を用いて検査を行い、火花が発生するようないかなる欠陥もないこと。 ・ へらを用いてはつり、容易にはがれないこと。 	すべての被膜箇所 監督員の指示した箇所	工場等で塗装し、試験成績表等で品質が確認できる場合は除く。	
				JWWA K 115				
				JWWA K 115				
				JWWA K 115				
				JWWA K 115				
30 配管(水道)	(外面溶接剤形状エポキシ樹脂塗料)	必須	外観検査	JWWA K 153	<ul style="list-style-type: none"> ・ 腐蝕がないこと。 ・ 有害な欠陥となるめくれがないこと。 ・ ジョイントコート両端から50mm以内に膨れがないこと。 ・ 工場塗装部との重ね長さは50mm以上 ・ 衝撃シートの重なりについては、有害な長さがないこと、テープ又は固定バンドで確実に固定されていること。 	すべての被膜箇所	工場等で塗装し、試験成績表等で品質が確認できる場合は除く。	
				JWWA K 153				
				JWWA K 153				

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試 験 成 績 表 等 による 確 認													
31 管布設工 (開削)	管渠材料 (下水道用鉄筋コンクリート管)	必須	外観	目視 JSWAS A-1	<p>【外観検査】</p> <p>(1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。 若しくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う。)</p> <p>(2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> <tr> <td>管軸方向のひび割れ</td> <td>管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れがないこと。 ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。 ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れも含むものであり、直線性のものを指す。なお、かめの甲状のひび割れは差し支えない。</td> </tr> <tr> <td>管周方向のひび割れ</td> <td>管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。</td> </tr> <tr> <td>管端面の欠損</td> <td>管端面の平面積が3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。</td> </tr> </table>	検査項目	判定基準	管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れがないこと。 ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。 ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れも含むものであり、直線性のものを指す。なお、かめの甲状のひび割れは差し支えない。	管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。	管端面の欠損	管端面の平面積が3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。	<p>(1) 外観検査は全数について行う。</p> <p>(2) 形状・寸法及び外圧強さ、水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</p>	○						
			検査項目			判定基準															
			管軸方向のひび割れ			管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れがないこと。 ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。 ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れも含むものであり、直線性のものを指す。なお、かめの甲状のひび割れは差し支えない。															
			管周方向のひび割れ			管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。															
			管端面の欠損			管端面の平面積が3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。															
外圧強さ																					
水密性																					
扁平試験																					
負圧試験																					
32 管布設工 (開削)	管渠材料 (下水道用硬質塩化ビニル管)	必須	外観・形状	目視 JSWAS K-1	<p>【外観検査】</p> <p>(1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。 若しくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う。)</p> <p>(2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> <tr> <td>有害な傷</td> <td>管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。 (かすり傷程度のものは差し支えない)</td> </tr> <tr> <td>滑らかさ</td> <td>明らかな凹凸がないこと。</td> </tr> <tr> <td>割れ</td> <td>割れがないこと。</td> </tr> <tr> <td>ねじれ</td> <td>著しいねじれがないこと。</td> </tr> <tr> <td>管の断面形状</td> <td>管の断面は、実用的に真円であること。その両端面は管軸に対して直角でなければならない。</td> </tr> <tr> <td>実用上の真っ直ぐ</td> <td>実用上、真っ直ぐであること。</td> </tr> </table>	検査項目	判定基準	有害な傷	管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。 (かすり傷程度のものは差し支えない)	滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。	割れ	割れがないこと。	ねじれ	著しいねじれがないこと。	管の断面形状	管の断面は、実用的に真円であること。その両端面は管軸に対して直角でなければならない。	実用上の真っ直ぐ	実用上、真っ直ぐであること。	<p>(1) 外観・形状検査は全数について行う。</p> <p>(2) 寸法、引張試験、扁平試験、耐薬品試験及びピカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</p>	○
			検査項目			判定基準															
			有害な傷			管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。 (かすり傷程度のものは差し支えない)															
			滑らかさ			明らかな凹凸がないこと。															
			割れ			割れがないこと。															
ねじれ	著しいねじれがないこと。																				
管の断面形状	管の断面は、実用的に真円であること。その両端面は管軸に対して直角でなければならない。																				
実用上の真っ直ぐ	実用上、真っ直ぐであること。																				
寸法																					
引張試験																					
扁平試験																					
耐薬品性試験																					
ピカット軟化温度試験																					

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認														
33 管布設工 (開削)	管渠材料（下水道用リブ付き硬質塩化ビニル管）	必須	外観・形状	目視 JSWAS K-1	<p>【外観検査】</p> <p>(1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。 もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う。)</p> <p>(2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害な傷</td> <td>管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。 (かすり傷程度のものは差し支えない)</td> </tr> <tr> <td>滑らかさ</td> <td>明らかな凹凸がないこと。</td> </tr> <tr> <td>割れ</td> <td>割れがないこと。</td> </tr> <tr> <td>ねじれ</td> <td>著しいねじれがないこと。</td> </tr> <tr> <td>管の断面形状</td> <td>管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。</td> </tr> <tr> <td>実用上の真っ直ぐ</td> <td>実用上、真っ直ぐであること。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判断基準	有害な傷	管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。 (かすり傷程度のものは差し支えない)	滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。	割れ	割れがないこと。	ねじれ	著しいねじれがないこと。	管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。	実用上の真っ直ぐ	実用上、真っ直ぐであること。	(1) 外観・形状検査は全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、扁平試験、耐薬品試験及びビッカート軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			検査項目			判断基準																
			有害な傷			管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。 (かすり傷程度のものは差し支えない)																
			滑らかさ			明らかな凹凸がないこと。																
			割れ			割れがないこと。																
			ねじれ			著しいねじれがないこと。																
			管の断面形状			管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。																
			実用上の真っ直ぐ			実用上、真っ直ぐであること。																
			寸法																			
			引張試験																			
扁平試験																						
負圧試験																						
耐薬品性試験																						
ビッカート軟化温度試験																						
外観・形状	目視 JSWAS K-2	<p>【外観検査】</p> <p>(1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。 もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う。)</p> <p>(2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害な傷</td> <td>管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。</td> </tr> <tr> <td>滑らかさ</td> <td>明らかな凹凸がないこと。</td> </tr> <tr> <td>管の断面形状</td> <td>管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。</td> </tr> <tr> <td>実用上の真っ直ぐ</td> <td>実用上、真っ直ぐであること。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判断基準	有害な傷	管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。	滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。	管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。	実用上の真っ直ぐ	実用上、真っ直ぐであること。	(1) 外観・形状検査は全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、扁平試験、耐薬品試験及びビッカート軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○							
検査項目			判断基準																			
有害な傷			管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。																			
滑らかさ			明らかな凹凸がないこと。																			
管の断面形状			管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。																			
実用上の真っ直ぐ			実用上、真っ直ぐであること。																			
寸法																						
外圧試験																						
耐薬品性試験																						
耐酸試験																						
水密試験																						

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	
35 管布設工 (開削)	管渠材料 (下水道用レジンコンクリート管)	必須	外観、形状及び寸法 外圧試験 水蜜性試験 耐酸性試験 吸水性試験	目視 JSWAS K-11	【外観検査】 (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。 若しくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う。) (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観・形状検査は全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、扁平試験、耐薬品試験及びビッカート軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○	
				検査項目 判断基準 管軸方向のひび割れ 管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れないこと。 ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。 ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れも含むものあり、直線性のものを指す。 なお、かめの甲状のひび割れは差し支えない。					
				管周方向のひび割れ 管周の方向で、管周の1/10以上をわたるひび割れないこと。					
				管端面の欠損 管端面の平面積が3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分については欠損はないこと。					

品質管理基準及び規格値

<p>工 種</p> <p>36 管布設工 (開削)</p>	<p>種別</p> <p>管渠材料(下水道用ボックスカルバート)</p>	<p>試験区分</p> <p>必須</p>	<p>試験項目</p> <p>外観 形状・寸法 外圧強さ 水密性 コンクリートの 圧縮強度</p>	<p>試験方法</p> <p>目視 日本下水道協会下水道用 資器材Ⅱ類の規定によ る。</p>	<p>規格値</p> <p>【外観検査】 (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があ ること。 若しくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う。) (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="367 1008 718 1411"> <tr> <td>検査項目</td> <td>判断基準</td> </tr> <tr> <td>ひび割れ</td> <td>有効長の1/4(有効長が1500mm 及び1000mmの場合は、1/3以 上)にわたるひび割れがない こと。 ただし、有効長の1/4以下で あっても有効長の1/10程度の ひび割れが複数あつてはなら ない。 ここで、ひび割れとは、乾燥 収縮に伴い、ごく表面上に発 生するひび割れも含むもので あり、直線性のものを指す。 なお、かめの甲状のひび割れ は差し支えない。</td> </tr> <tr> <td>端面の欠損</td> <td>端面の表面積の3%以上が欠損 していないこと。 内外表面積の5%以上にあばた 又は骨材の露出がないこと。</td> </tr> </table>	検査項目	判断基準	ひび割れ	有効長の1/4(有効長が1500mm 及び1000mmの場合は、1/3以 上)にわたるひび割れがない こと。 ただし、有効長の1/4以下で あっても有効長の1/10程度の ひび割れが複数あつてはなら ない。 ここで、ひび割れとは、乾燥 収縮に伴い、ごく表面上に発 生するひび割れも含むもので あり、直線性のものを指す。 なお、かめの甲状のひび割れ は差し支えない。	端面の欠損	端面の表面積の3%以上が欠損 していないこと。 内外表面積の5%以上にあばた 又は骨材の露出がないこと。	<p>試験基準</p> <p>(1)外観・形状検査は全数について行う。 (2)寸法、引張試験、扁平試験、耐薬品試 験及びビッカト軟化温度試験は日本下水 道協会発行の「検査証明書」の写しによ る。</p>	<p>摘 要</p>	<p>試験成績表 等による確 認</p> <p style="text-align: center;">○</p>
検査項目	判断基準													
ひび割れ	有効長の1/4(有効長が1500mm 及び1000mmの場合は、1/3以 上)にわたるひび割れがない こと。 ただし、有効長の1/4以下で あっても有効長の1/10程度の ひび割れが複数あつてはなら ない。 ここで、ひび割れとは、乾燥 収縮に伴い、ごく表面上に発 生するひび割れも含むもので あり、直線性のものを指す。 なお、かめの甲状のひび割れ は差し支えない。													
端面の欠損	端面の表面積の3%以上が欠損 していないこと。 内外表面積の5%以上にあばた 又は骨材の露出がないこと。													

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試 験 成 績 表 等 による 確 認											
37 管布設工 (開削)	管渠材料(下水道用ダクタイル鋳鉄管)	必須	原管	JSWAS G-1	目視	【外観検査】 (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。 若しくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。	○												
			内装																
			外装																
	形状・寸法		原管	JSWAS G-1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラック</td> <td>クラックがないこと。</td> </tr> <tr> <td>湯境</td> <td>湯境がないこと。</td> </tr> <tr> <td>鑄巣</td> <td>手直しの範囲から超えるものは不可とする。</td> </tr> <tr> <td>モルタルライニング</td> <td>有害なひび割れがないこと。 管の受け口内部にモルタルが付着していないこと。 表面は実用的に滑らかであること。</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	クラック	クラックがないこと。	湯境	湯境がないこと。	鑄巣	手直しの範囲から超えるものは不可とする。	モルタルライニング	有害なひび割れがないこと。 管の受け口内部にモルタルが付着していないこと。 表面は実用的に滑らかであること。	塗装	異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。		
検査項目	判定基準																		
クラック	クラックがないこと。																		
湯境	湯境がないこと。																		
鑄巣	手直しの範囲から超えるものは不可とする。																		
モルタルライニング	有害なひび割れがないこと。 管の受け口内部にモルタルが付着していないこと。 表面は実用的に滑らかであること。																		
塗装	異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。																		
	コンクリートの圧縮強度		完成管																

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試 験 成 績 表 等 による 確 認	
38 管 布 設 工 (開 削)	管 渠 材 料 (下 水 道 用 ポ リ エ チ レ ン 管)	必 須	外 観 ・ 形 状	目 視 JISWAS K-14	【外 観 検 査】 (1) 日 本 下 水 道 協 会 「認 定 標 章」の 表 示 が あ る こと。若 し く は、同 等 以 上 の 材 料 と す る。 (管 種 の 確 認 を 行 う。) (2) 検 査 項 目 及 び 判 定 基 準 は 次 の と お り。	(1) 外 観 ・ 形 状 検 査 は 全 数 に つ い て 行 う。 (2) 寸 法、引 張 試 験、偏 平 試 験、水 圧 試 験、偏 平 負 圧 試 験、耐 薬 品 性 試 験、環 境 応 力 裂 け 試 験、熱 間 内 圧 ク リ ー プ 試 験、ヒ ー リ ン グ 試 験、熱 安 定 性 試 験、融 着 部 相 溶 性 試 験 及 び 耐 候 性 試 験 は 日 本 下 水 道 協 会 発 行 の 「検 査 証 明 書」の 写 し に よ る。	○		
			寸 法						
			引 張 試 験						
			偏 平 試 験						
			水 圧 試 験						
			偏 平 負 圧 試 験						判 定 基 準
			耐 薬 品 性 試 験						管 の 強 さ、水 密 性 及 び 耐 久 性 に 悪 影 響 を 及 ぼ す 傷 が あ っ て は な ら な い。
			環 境 応 力 裂 け 試 験						明 ら か な 凹 凸 が な い こ と。
			熱 間 内 圧						割 れ が な い こ と。
			ク リ ー プ 試 験						著 し い ね じ れ が な い こ と。
			ヒ ー リ ン グ 試 験						管 の 断 面 は、実 用 的 に 真 円 で、そ の 両 端 面 は 管 軸 に 対 し て 直 角 で な け れ ば な ら ない。
			熱 安 定 性 試 験						実 用 上、真 つ 直 ぐ で あ る こ と。
			融 着 部 相 溶 性 試 験						
耐 候 性 試 験									
引 張 試 験									
熱 安 定 性 試 験									
39 管 布 設 工 (開 削)	管 渠 材 料 (鋼 管)	必 須	外 観	目 視 日 本 下 水 道 協 会 下 水 道 用 資 器 材 I 類 の 規 定 に よ る。 JIS G 3443 JIS G 3451	【外 観 検 査】 (1) 日 本 下 水 道 協 会 「認 定 標 章」の 表 示 が あ る こと。若 し く は、同 等 以 上 の 材 料 と す る。 (2) 検 査 項 目 及 び 判 定 基 準 は 次 の と お り。	(1) 外 観 ・ 形 状 検 査 は 全 数 に つ い て 行 う。 (2) 形 状 ・ 寸 法、成 分 ・ 機 械 的 性 質 等 は 日 本 下 水 道 協 会 発 行 の 「検 査 証 明 書」の 写 し に よ る。	○		
			形 状 ・ 寸 法						
			成 分 ・ 機 械 的 性 質						
			非 破 壊 又 は 水 圧						
			塗 装						
			原 管						判 定 基 準
			実 用 的 に 真 つ 直 ぐ						実 用 的 に 真 つ 直 ぐ で あ る こ と。
			両 端 面 は 管 軸 に 対 し て 著 格 である こと。						実 用 的 に 両 端 面 は 管 軸 に 対 し て 著 格 である こと。
			有 害 な 欠 陥						甚 だ し い 接 合 部 の 目 違 い、ア ン ダ ー カ ー ト、溶 接 ビ ー ト の 不 整 が な い こ と。
			仕 上 良 好						側 面 が 平 滑 に 仕 上 が っ て いる こと。
			完 成 管						塗 装 及 び 密 着 し、実 用 上 平 滑 で、有 害 な 膨 れ、へ こ み、し わ、た など が な い こ と。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
40 管渠進工	管渠材料（下水道推進工法用鉄筋コンクリート管）	必須	外観・形状	目視	<p>【外観検査】</p> <p>(1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。若しくは、同等以上の材料とする。</p> <p>(2)検査項目及び判定基準は次のとおり。</p>	<p>(1)外観・形状検査は全数について行う。</p> <p>(2)形状・寸法、成分・機械的性質等は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</p>		○
			<p>寸法 (カラー及びゴム輪含む)</p> <p>外圧強さ</p> <p>コンクリートの圧縮強度</p>	<p>目視</p> <p>JSWAS A-2又はA-6</p>				
			水蜜性		<p>管周方向のひび割れ</p> <p>管端面の欠損</p>	<p>管周の方向で、管周1/10以上にわたるひび割れがないこと。</p> <p>管端面の平面積が3%以上が欠損していないこと。ただし、シールド材に係る部分についての欠損はないこと。</p>		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
41 管推進工	管渠材料（下水道推進工法用ダクタイル鋳鉄管）	必須	原管	目視	JSWAS G-1	【外観検査】 (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。若しくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。		
			内装 外装					
42 管推進工	管渠材料（銅管）	必須	外観	目視	日本下水道協会 下水道用資器材 I 類の規定による。 JIS G 3444	【外観検査】 (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。若しくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。		
			形状・寸法					
			成分・機械的性質					
			非破壊又は水圧					
			塗装					

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
43 シールド工	管渠系材料（シールド工事用標準コンクリートセグメント）	必須	外観及び形状・寸法検査	JSWAS A-4	<p>【外観検査】</p> <p>(1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。若しくは、同等以上の材料とする。</p> <p>(2) 有害なひび割れ、隅角部の破損等がないこと。</p>	<p>【外観検査】（下水道協会規格）</p> <p>(1) 外観・形状検査は全数について行う。</p> <p>(2) 形状・寸法、成分・機械的性質等は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</p>		○
			水平仮組検査					
44 シールド工	管渠材料（シールド工事用標準鋼製セグメント）	必須	材料検査	JSWAS A-3	<p>【外観検査】</p> <p>(1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。若しくは、同等以上の材料とする。</p> <p>(2) 有害な曲がり、そり等がないこと。</p>	<p>【外観検査】（下水道協会規格）</p> <p>(1) 外観・形状検査は全数について行う。</p> <p>(2) 形状・寸法、成分・機械的性質等は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</p>		○
			形状・寸法及び外観検査					
			溶接検査					
			水平仮組検査					
			性能検査					
			ジャッキ推力試験					
			単体曲げ試験					

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
45 マンホール設置工	管渠材料（組立マンホール側塊）	必須	外観	目視 日本下水道協会 下水道用資器材Ⅱ類の規 定による。 JIS G 5372	【外観検査】 (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があ ること。若しくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1)外観・形状検査は全数について行う。 (2)形状・寸法、耐荷力、水蜜性及びコン クリートの圧縮強さは日本下水道協会発 行の「検査証明書」の写しによる。	○	
			形状・寸法					
			耐荷力					
			水蜜性					
			コンクリートの圧縮強さ					
46 マンホール設置工	製管材料（マンホールふた用铸铁）	必須	外観・形状	目視	【外観検査】 (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があ ること。若しくは、同等以上の材料とする。 (2)有害なきがなく、外観がよいこと。	(1)外観・形状検査は全数について行う。 (2)寸法・構造、材質試験、荷重たわみ試 験及び耐荷重試験は、日本下水道協会発 行の「検査証明書」の写しによる。	○	
			寸法・構造					
			材質試験					
			荷重たわみ試験					
			耐荷重試験					
			端部の形状					
47 マンホール設置工	管渠材料（マンホール足掛金物）	必須	外観	目視	【外観検査】 被覆材は有害なわれ、破損等がないこと。 品質を判定できる資料又は試験成績表を提出 する。	外観検査は全数について行う。 (1)芯材 JIS G 4303 (SUS403, SUS304) JIS G 3507 (SWRCH12R) JIS G 3539 (SWCH12R) の規格に適合すること。	○	
			形状・寸法					
			材質					

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
48 マンホール設置工	管渠材料（下水道用塩化ビニル製小型マンホール）	必須	外観・形状	目視 JSWAS K-9 内ぶたは、 JSWAS K-7 防護ふたは JSWAS G-3	【外観検査】 (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。若しくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1)外観・形状検査は全数について行う。 (2)寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品試験及びビッカト軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○	
			寸法						
			引張試験						
			荷重試験						
			負圧試験						
			耐薬品性試験						
			ビッカト軟化温度試験						
49 ます設置工	管渠材料（下水道用鑄鉄製防護ふた）	必須	外観・形状	目視 JSWAS G-3	【外観検査】 (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。若しくは、同等以上の材料とする。 (2)有害なきががなく、外観がよいこと。	(1)外観・形状検査は全数について行う。 (2)寸法、荷重たわみ試験、耐荷重試験及び材質試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○	
			寸法						
			荷重たわみ試験						
			耐荷重試験						
			材質試験						
			検査項目						判定基準
			有害な傷						マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない。)
滑らかさ	明らかでないこと。								
割れ	割れがないこと。								
ねじれ	著しいねじれがないこと。								

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試 験 成 績 表 等 による 確 認
50 ます設置工	管渠材料（下水道用硬質塩化ビニル製ます）	必須	外観・形状	目視 JSWAS K-7 防護ふたは JSWAS G-3 立上り部は JSWAS K-1	【外観検査】 (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。 若しくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1)外観・形状検査は全数について行う。 (2)寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及びピカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法					
			引張試験					
			荷重試験					
			負圧試験					
			耐薬品性試験					
			ピカット軟化温度試験					
51 ます設置工	管渠材料（下水道用ポリプロピレン製ます）	必須	外観・形状	目視 JSWAS K-8 防護ふたは、 JSWAS G-3	【外観検査】 (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。若しくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う。) (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1)外観・形状検査は全数について行う。 (2)寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品試験及び荷重たわみ温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法					
			引張試験					
			荷重試験					
			負圧試験					
			耐薬品性試験					
			ピカット軟化温度試験					

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	適用区分		試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
			自立管	複合層管						
52 管更生工事	材料品質証明書	必須	○	○	短期曲げ強度試験	JIS K 7171	①各試験方法による試験値に現場状況に応じた各工法の安全率を考慮した保証値(短期・長期)を算出し明示すること。 ②長期保証値を用いた外圧又は水圧に対する構造計算から耐荷力を確認する。	工事開始前又は材料仕様に変更があるごとに1回	ガラス繊維補強なしの場合	○
					短期曲げ弾性係数試験	JIS K 7171		ただし、公的試験機関による証明書又は「建設技術審査証明書」(下水道新技術推進機構等)がある場合は試験に替えることができる。	ガラス繊維補強の場合	○
					長期曲げ強度試験	JIS K 7032・K7171 又はJIS K 7171			ガラス繊維補強なしの場合	○
					引張強度・引張弾性係数試験	JIS K 7161	保証値を確認する。			○
					圧縮強度・圧縮弾性係数試験	JIS K 7181	保証値を確認する。			○
					耐荷重強度試験	φ600mm以下 JSWAS K-1 扁平試験	試験片の長さを1mに換算して算出した線荷重がJSWAS K-1に示す線荷重以上であることを確認			○
						φ700mm以上 JSWAS K-2 外圧試験	試験片が破壊したときの荷重がJSWAS K-2に示す破壊外圧値(2種)以上であることを確認			○
					耐薬品性試験	JSWAS K-1	質量変化度の範囲が±0.2mg/cm ² 以内	工事開始前又は材料仕様に変更があるごとに1回	PVC系材料	○
						JSWAS K-2	質量変化率範囲が±0.3%以内		PVC系以外の材料	○
					耐摩耗性試験	JIS K 7204 又はJIS A 1452	新管(K-1)も同様の試験を行い、その摩耗量以下	ただし、公的試験機関による証明書又は「建設技術審査証明書」(下水道新技術推進機構)等がある場合は試験に替えることができる。	ガラス繊維補強の場合	○
					耐ストレーン・コーロージョン試験	JIS K 7034 JIS K 7020	JSWAS K-2に基づいて求められる値を下回らない。			○
					耐劣化性	JIS K 7116 フラスチック曲げクリープ試験	JIS K 7116を準用した1000時間水中曲げクリープ試験を行う。 50年後の曲げ強度の推計値の最小値が設計値を上回ることを。			○
					サポー卜向上係数測定試験	サポー卜向上係数測定試験方法(案)に示す方法又はそれに準じた方法	サポー卜向上係数k=7.0以上			○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	適用区分		試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
			自立管	複合層管								
52 管更生工事	材料 施工前試験	必須	○	○	水密性	JISWAS K-2準じた方法	0.01Mpaの水圧で水密性が保証されること。	同上		○		
			○	○	水理特性	流下能力試験	粗度係数 $\alpha=0.010$ 以下であること。			○		
			○	○	耐高圧洗浄性	高圧洗浄試験	洗浄圧15Mpaで損傷や剥離が生じないこと。				○	
			○	○	曲げ強度試験	JIS K 7171	曲げ強度が設計曲げ強度を上回る。			施工開始前に		○
			○	○	曲げ弾性係数試験		試験結果にクリープ係数を乗じた値が長期曲げ弾性係数を上回る。			施工スパンごとに1回		○
			○	○	引張強度・引張弾性係数試験	JIS K 7161	引張強度値が耐震設計による引張強度を上回る。					○
			○	○	圧縮強度・圧縮弾性係数試験	JIS K 7181	圧縮強度が耐震設計による圧縮強度を上回る。					○
			○	○	耐薬品性試験	JISWAS K-1 (熱可塑性樹脂)	質量変化度の範囲が $\pm 0.2\text{mg/cm}^2$ 以内					○
			○	○		JISWAS K-2 (熱硬化性樹脂)	質量変化度の範囲が $\pm 0.3\%$ 以内					○
			○	○	曲げ強度試験	JIS K 7171	曲げ強度が設計曲げ強度を上回る。			施工開始前に		○
			○	○	曲げ弾性係数試験		試験結果にクリープ係数を乗じた値が長期曲げ弾性係数を上回る。			施工スパンごとに1回 (現場条件が同等と見なせる場合は、協議に基づき管径ごととするこ とができる。)		○
			○	○	引張強度・引張弾性係数試験	JIS K 7161	引張強度値が耐震設計による引張強度を上 回る。					○
			○	○	圧縮強度・圧縮弾性係数試験	JIS K 7181	圧縮強度が耐震設計による圧縮強度を上 回る。					○
			○	○	複合管断面の 破壊強度・外圧強さ	JISWAS K-1	新管と同等以上					○
			○	○	充てん材の圧縮強度	JSCE G-521	設計基準強度以上					○
○	○	耐薬品性試験	JISWAS K-1 (熱可塑性樹脂)	質量変化度の範囲が $\pm 0.2\text{mg/cm}^2$ 以内					○			
○	○		JISWAS K-2 (熱硬化性樹脂)	質量変化度の範囲が $\pm 0.3\%$ 以内					○			
○	○	加熱温度、 加熱時間、 保持圧力等 各工法が規格する項目	施工管理記録 (チャート紙)	施工計画書に示されている管理値による。			施工スパン又は箇所ごと					

4 写真管理基準

目次（工事写真管理基準）

	p.
1 適用範囲	4-1
2 工事写真の分類	4-1
3 工事写真の撮影基準	4-1
4 写真の色彩	4-1
5 写真の大きさ	4-1
6 工事写真の提出部数及び形式	4-2
7 工事写真の整理方法	4-2
8 電子媒体に記録する工事写真	4-2
9 留意事項など	4-2
10 用語の定義	4-2
写真管理要領	4-3
撮影箇所一覧表	4-12
〃 （品質管理）	4-13
〃 （出来形管理）	4-22

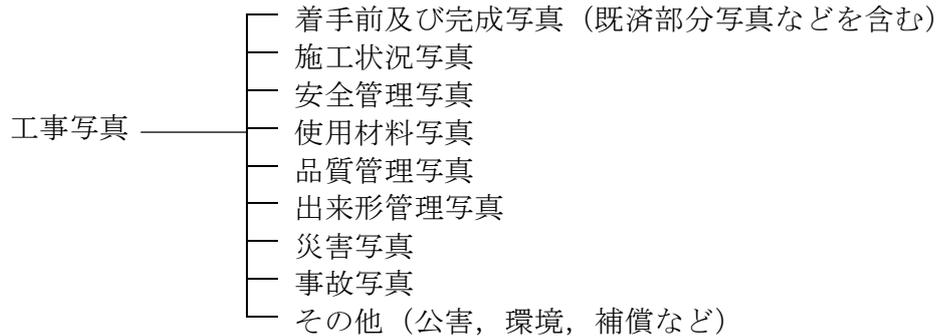
写 真 管 理 基 準

(適用範囲)

- 1 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準7に定める土木工事の工事写真（電子媒体によるものを含む）の撮影に適用する。

(工事写真の分類)

- 2 工事写真は次のように分類する。



(工事写真の撮影基準)

- 3 工事写真の撮影は以下の要領で行う。

- (1) 撮影頻度

工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

- (2) 撮影方法

写真撮影に当たっては、次の項目のうち必要事項を記した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工 事 名
- ② 工 種 な ど
- ③ 測点（位置）
- ④ 設 計 寸 法
- ⑤ 実 測 寸 法
- ⑥ 略 図

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙又は「デジタル写真管理情報基準」（国土交通省，平成28年3月）に規定する写真情報（写真管理項目-施工管理値）に必要な事項を記入し、写真に添付して整理する。また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

- (3) 情報化施工

「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号，国総公第85号）による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。

(写真の色彩)

- 4 写真はカラーとする。

(写真の大きさ)

- 5 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。

- (1) 着手前，完成写真などはキャビネ版又はパノラマ写真（つなぎ写真も可）とすることができる。

(2) 監督員が特別に大きさを指示するものは、その指示した大きさとする。

(工事写真の提出部数及び形式)

6 工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。

(1) 工事写真として、工事写真帳1部と原本としてのネガ及び密着写真又はデジタルデータが格納されたCD-Rなどをそれぞれ各1部検査時に提出する。

(工事写真の整理方法)

7 工事写真の整理方法は次によるものとする。

(1) フィルムカメラより撮影された工事写真のネガは密着写真とともにネガアルバムに、撮影内容などがわかるように整理し提出する。

(2) デジタルカメラにより撮影された画像データは、CD-Rなどの電子媒体に格納すること。写真フィルム及びCD-Rなどの電子媒体の作成などは「京都市上下水道局電子納品実施要領(案)(工事編)平成23年12月」による。

(3) 工事写真帳への貼付整理については、工種ごとに撮影箇所一覧表の提出頻度を示すものを標準とする。なお、提出頻度とは受注者が撮影頻度に基づき撮影した工事写真のうち、工事写真帳として貼付整理し提出する枚数を示したものである。

(電子媒体に記録する工事写真)

8 デジタルカメラなどデジタル画像により写真管理を行う場合は、以下によるものとする。

(1) 写真管理に使用する機材は、必要な文字、数値などの内容が判読できる機能、精度を確保できる以下の機能を有した機材を使用するものとする。

1) デジタルカメラについては、有効画素数130万画素以上のものを使用する。

2) プリンターについては、フルカラー600dpi以上の解像度を持つものを使用する。

3) インク・用紙などについては、通常の使用条件の下で5年間程度に顕著な劣化が生じないものを使用する。

(2) 写真の信頼性を考慮し、原則として写真編集加工は認めない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は認めることとする。

(留意事項など)

9 別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。

(1) 撮影項目、撮影頻度などが工事内容により不適当な場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。

(2) 施工状況などの写真については、ビデオカメラなどの活用ができるものとする。ただし、工事写真に代えることはできない。

(3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。

(4) 撮影箇所がわかりにくい場合は、写真に見取図、平面図、構造図などを抜粋したものをアルバムに添付し、わかりやすく配置する。

(5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ、取扱いを定めるものとする。

(6) 品質管理写真は、品質証明、試験成績書などに添付し、提出するものとする。

(その他)

10 用語の定義

(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所を示すもので、監督員の承諾した箇所をいう。

(2) 適宜提出とは、監督員が指示した箇所や枚数、又は、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数を提出することをいう。

写真管理要領

1 写真管理の考え方

- (1) 受注者は工事写真を施工管理の一環として、着手前及び完成後並びに工事の各段階（現場中間検査及び工場など派遣中間検査における検査状況を含み、その施工状況及び出来形管理状況、安全管理状況、使用材料状況、品質管理状況、出来形管理状況、事故が発生すればその状況、環境対策・イメージアップに努力した状況など）ごとに、各施工の完了後において明視できなくなる箇所（埋戻し又は水没する箇所など）はいうまでもなく、明視できる箇所を含めて、撮影漏れのないよう慎重・正確に撮影しておかなければならない。
- (2) 受注者は、工事写真帳を完成後に提出すべき必須の図書として、「撮影項目一覧表」に基づいて、着手前に撮影すべき工種、内容及び時期などを定めた「写真撮影計画書」を作成し、工事の進行に伴って順次整理・編集を行わなければならない。

2 工事写真帳の作成方法

- (1) 工事写真は、工事写真帳に整理することとし、写真帳の表紙及び背表紙には、次のこと（例－1）を記載し、また写真帳が2冊以上になる場合は、それぞれの写真帳の表紙右上部及び背表紙上部に、総数と分冊数を記載しなければならない。
- ① 施工年度（表紙及び背表紙）
 - ② 工事名（表紙及び背表紙）
 - ③ 工事場所（表紙のみ）
 - ④ 工期（表紙のみ）
 - ⑤ 工区，工種名（表紙のみ）
 - ⑥ 受注者名（表紙及び背表紙）

例－1 工事写真帳の表紙及び背表紙の作成例
(背表紙) (表紙)

3/15 年度 工事名 受注者名	年度 3/15 工事名 施工場所 工期 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 工区，工種名 受注者名
---------------------------	---

注1：左とじとすること。

- (2) 写真帳の1ページには、全施工箇所の平面図（測点は朱書き）を掲載しなければならない。ただし、写真帳が2冊以上になるときは、写真帳全冊において1ページ目には、全冊に関する索引（目次）を掲載しなければならない。この場合は、写真帳の第1冊目の2ページに、全施工箇所の平面図を掲載しなければならない。
- (3) 写真帳の2ページ（2冊以上の場合は、第1冊目の3ページ）には、着手前及び完成後の写真プリントを貼付し、比較対照できるようにしなければならない。
- (4) 写真帳の各ページには、工種ごと（施工順序どおり）に見出しなどを記載するとともに、平面的なものにあつては、平面図に撮影箇所を朱書のうえ添付し、平面的でないものにあつては、構造図などに工事部分を着色のうえ添付し、写真プリントを貼付しなければならない。
- (5) 写真プリント1枚ごとの上に撮影位置を記載し、鮮明でないプリントの場合は、内容及び寸法などを添え書きしなければならない。

3 写真撮影の共通事項

- (1) 受注者は、工事写真を施工管理の一環として、着手前及び完成後並びに工事の段階ごとに、不可視部分を含めて撮影漏れのないよう慎重かつ正確に撮影しなければならない。
- (2) 受注者は、別紙「撮影箇所一覧表」に基づき、着手前に撮影すべき工種、内容及び時期などを定めた「工事写真撮影計画書」を作成し、工事の進捗に合わせた順次整理・編集を行わなければならない。
- (3) 受注者は、写真管理担当者を定め、原則として写真の撮影及び整理・管理を同一人としなければならない。
- (4) 受注者は、監督員からの工事写真の提出指示があつた場合は、直ちに提出に応じられるよう常時整理しておかななければならない。なお、盗難、紛失又は撮影技術の不良などによる貼付不足が生じないように、特に注意しなければならない。
- (5) 施工状況等の写真については、ビデオカメラなどの活用ができるものとする。ただし、工事写真に代えることはできない。
- (6) 写真の撮影枚数は、各測点及び撮影箇所ごとに1枚を原則とする。ただし、1枚の写真で不十分な場合はつなぎ写真とし、すべて同一地点で撮影しなければならない。
- (7) 写真撮影に際しては、工事内容を簡潔に説明した小黒板（例-2。現場中間検査の場合は、例-3。工場など派遣中間検査の場合は、例-4）を文字が判読できるよう被写体と同時に撮影しなければならない。

なお、黒板の撮影位置は、背後の状況も確認できるよう撮影しなければならない。また、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

例一4 工場など派遣中間検査時に必要な黒板の記載例

工 事 名	〇〇年度 〇〇 事業
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
施工位置	
工 種	
形状寸法	仮組立検査 (検査職員〇〇氏, 立会者〇〇氏)

4 5 0 mm

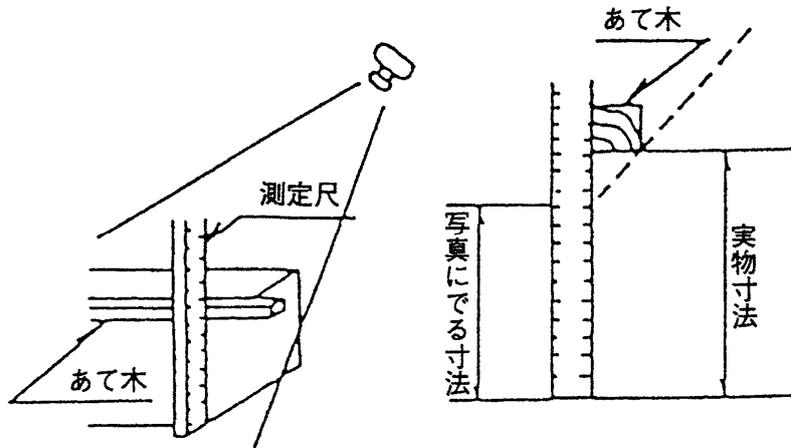
6 0 0 mm

注 1：製作受注者名の記載は、不要とする。

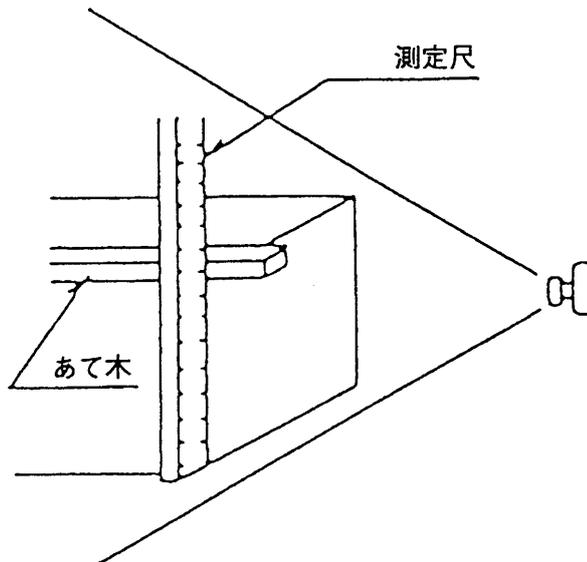
2：例一3の注2から注4までを準用すること。

- (8) 工事区間が多数にわたる場合は、同一工種のものであってもすべて撮影し、撮影箇所が確認できるよう特定の地物又は背景を入れて撮影しなければならない。
- (9) 写真管理基準の撮影項目及び頻度等は、標準を示したものであり、工事内容を考慮し、監督員の指示に基づき増減することができる。
- (10) 設計変更の対象と考えられる場合は、設計変更の説明資料となるよう写真撮影をしておかなければならない。
- (11) 写真の撮影に当たっては、以下の事項に留意しなければならない。
 - ① 被写体に測定尺を当てて寸法を表示する写真を撮影する場合は、被写体に対してカメラを斜め位置に構えて撮影するとカメラ位置によって極端に映像が変わり、正確に寸法の表示がされない場合が多いので、被写体を中心にし、直角位置から撮影することが大原則である。
 - ② 写された測定尺の寸法が正確に読み取れなければ出来形写真としては不適合といえる。被写体との角度が鋭角になるほど、また、あて木が厚いほど写真に表れる寸法は短く写る。このような悪い撮り方(例一5)をしないこと。このため、撮影者は姿勢を低くして、本体とあて木の合致面よりもレンズの中心が下がるようにすれば、測定尺を正確に読み取る写真を撮ることができる。
地形などの関係上どうしても鋭角でなければ撮れない場合でも、極く薄いあて木を用いるとか、水糸を張るなどの工夫をする良い撮り方(例一6)の場合、撮影角度による誤差のない写真を撮ることができる。

例-5 悪い写真の撮影例

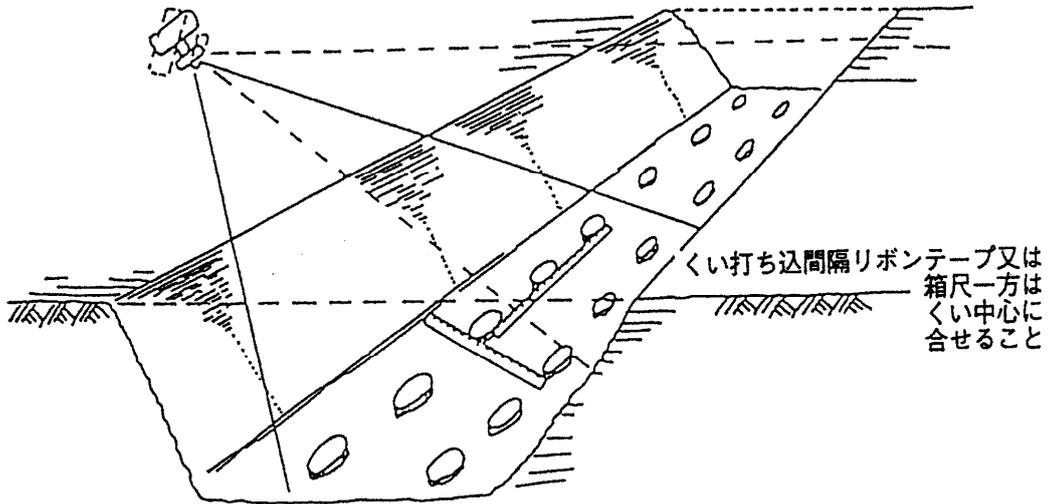


例-6 良い写真の撮影例

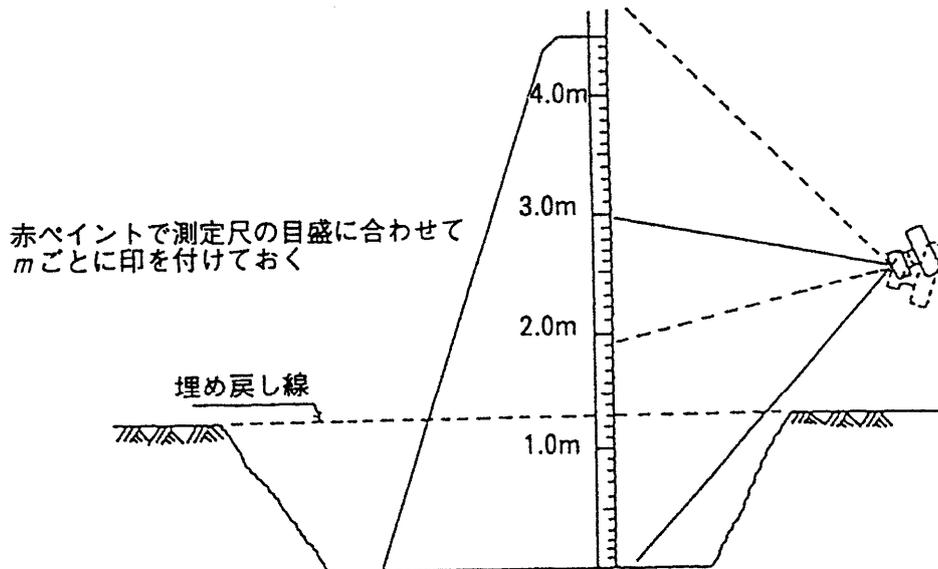


- ③ 構造物が大きくて1枚の写真で収まらない場合、又は測定尺の目盛が明示できない場合若しくは出来形全体を写す場合は、つなぎ写真とすること。(例-7及び例-8参照)

例-7 つなぎ写真の撮影例
(杭基礎打込み間隔及び本数確認の例)



例-8 つなぎ写真の撮影例
(1枚の写真ではリボンテープ、箱尺の目盛りが読み取れない場合の例)



4 着手前及び完成後の写真

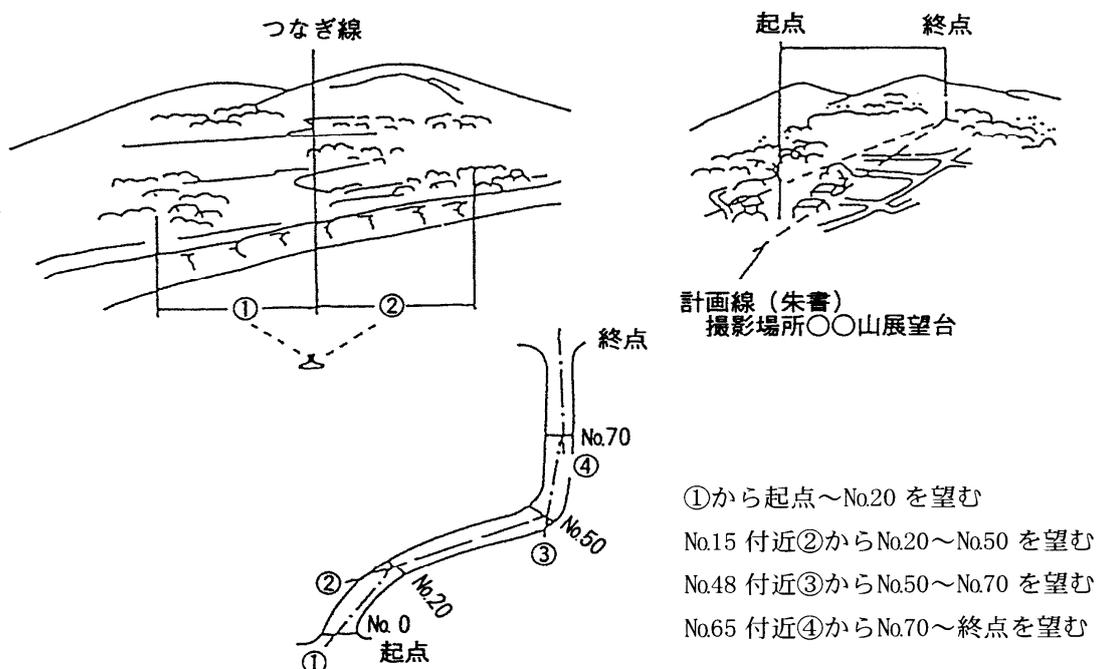
(1) 着手前及び完成後の写真は、それぞれ同一地点・同一方向から撮影しなければならない。この場合は、比較できるようにするため、着手前の写真の下に撮影場所を記録しておくなければならない。なお、工事区間全体が把握できる写真（例－9）撮影ができるよう次の点に留意しなければならない。

- ① 起終点がわかるように撮影すること。
- ② 測点や撮影項目が確認できるように撮影すること。
- ③ 工区全体を写すこと。なお、同一画面に納まらない場合はカメラを水平移動させ、つなぎ写真（パノラマ写真）を撮ること。
- ④ 見通しの悪い場合は追い写真とすること。なお、追い写真及び撮影箇所がわかりにくい場合は、撮影箇所の略図を作成し、掲載すること。

(2) 着手前の写真にあつては、(1)のほか、次の点にも留意しなければならない。

- ① 道路舗装、河川護岸その他管理者の異なる構造物の場合は、適宜、管理者立会いのうえ詳細に撮影しておくこと。
- ② 塀、家屋などに接近して深い掘削を行う場合、鋼矢板、基礎杭の打込みなどの振動で近接家屋などに影響があると推定される場合、その他長期間の水替えなどによって構造物に不等沈下の恐れがある場合などは、ひびわれ、傾きなどの状況を詳細に撮影しておくこと。

例－9 着手前及び完成後の写真の撮影例



(3) 完成後の写真の内、主要構造物にあつては、その構造物の全体が確認できるように撮影しなければならない。

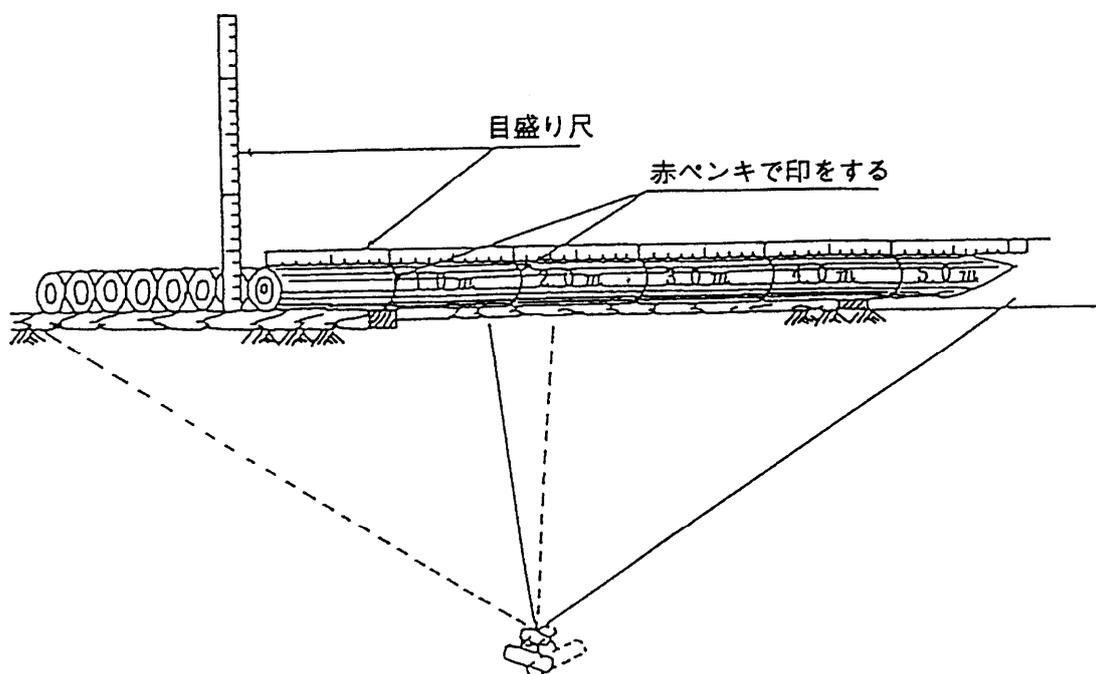
5 安全管理の写真

安全管理の写真は、各種標識類及び各種保安施設の設置状況、安全訓練などの実施状況、交通誘導警備員の交通整理状況が確認できる写真を撮影しておかなければならない。

6 使用材料の写真

使用材料の写真は、工事に使用される材料のうち、使用後において寸法、数量などが確認できなくなるものについては、必ず使用前に写真（例-10）撮影を行い、形状、寸法、数量などが後日確認できるように撮影しなければならない。

例-10 基礎杭など、完工後撮影できないものの形状寸法が確認できる写真の撮影例



7 品質管理の写真

品質管理の写真の撮影に当たっては、使用した機器及びその測定値が判読できるようにしなければならない。

なお、撮影項目一覧表によりがたい場合は、監督員の指示に従って撮影しなければならない。

8 出来形管理の写真

出来形管理の写真の撮影に当たっては、構造物の寸法を確認できる測定尺（箱尺及びリボンテープなど）を必ず使用し、被写体の形状寸法が判読できるようにしなければならない。

なお、撮影項目一覧表によりがたい場合は、監督員の指示に従って撮影しなければならない。

9 災害状況の写真

災害状況の写真は、天災又は不可抗力による災害による被災を受けた場合は、その災害

規模及び被災状況などを，その他の事故が発生した場合は，事故規模及び損害状況などを，後日その判定ができるように撮影しておかなければならない。

なお，写真撮影の留意事項については，「4 着手前及び完成後の写真」を参照すること。

10 その他の写真

その他の写真とは，環境及び公害などに係わるものをいい，環境対策・イメージアップなどに関しては，現場事務所，作業員宿舎，休息所，作業環境などの改善を行い，快適な職場を形成し，看板並びに現場周辺の美装化に努めた場合は，その状況を撮影しておかなければならない。

また，建設発生土が搬出される工事に当たっては，適正に処理されていることを確認するため，受入施設における搬入前・搬入中の状況を撮影しておかなければならない。

撮影箇所一覧表

区分	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	着手前 1枚	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕	施工完了後 1枚	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の 工事進捗状況	月1回 〔月末〕	不要	
		施工中の写真	工種、種別毎に共通仕様書及び諸基準に従い施工していることが確認できるように適宜〔施工中〕	適宜	
	高度技術・創意工夫・社会性などに関する実施状況が確認できるように適宜〔施工中〕		不要	高度技術・創意工夫・社会性などに関する実施状況の提出資料に添付	
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況 形状・法	1 施工箇所に1回 〔施工前後〕	代表箇所 1枚	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕	不要	工事台簿に添付する。
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	全景1枚	
		各種保安施設 の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕		
		交通誘導警備員 交通整理状況	各1回 〔作業中〕		
		安全訓練などの実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕	不要	実施状況資料に添付する。
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕	不要	品質証明に添付する。
		品質証明 (JIS マークなど表示)	各品目毎に1回		
		検査実施状況	各品目毎に1回〔検査時〕		
品質管理写真	別添 品質管理写真撮影箇所一覧表に記載				
	不可視部分の施工				
出来形管理写真	別添 出来形管理写真撮影箇所一覧表に記載				
	出来形管理基準 が定められていない	監督員との協議事項			適宜
災害	被災状況	被災状況及び被災規模など	その都度〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	適宜	被災前は付近の写真でも可 被災直後は可能な限り早く撮影すること
事故	事故報告	事故の状況	その都度〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	発生前は付近の写真でも可 発生直後は可能な限り早く撮影すること
その他	補償関係	被害又は損害状況など	その都度〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	
	環境対策 イメージアップなど	各施設設置状況	各種毎1回 〔設置後〕	適宜	
	建設副産物関係	産業廃棄物及び建設発生土の受入状況	各産業廃棄物及び建設発生土の受入施設 毎に〔搬入前・中・後〕	適宜	

品質管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			概要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度		
1 共通編	3 無筋・鉄筋 コンクリート	3~5 8~14 コンクリート 工事全般			セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工)	塩化物総量規制	コンクリートの種類ごとに1回 [試験実施中]	適宜	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの コンクリート舗装の場合適用 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの	
						スランプ試験				
						コンクリートの圧縮強度試験				
						空気量測定				品質に異常が認められた場合 [試験実施中]
						コンクリートの曲げ強度試験				コンクリートの種類ごとに1回
						レディミクストコンクリート単位水量試験				[使用量が100m ³ /日以上対象]コンクリートの種類ごとに1回 [試験実施中]
						コアによる強度試験 コンクリートの洗い分析試験				品質に異常が認められた場合 [試験実施中]
1 共通編	3 無筋・鉄筋 コンクリート	5 8~11 コンクリート 工事全般			セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工後試験)	ひび割れ調査	対象構造物ごとに1回 [試験実施中]	適宜		
						テストハンマーによる強度推定調査				
						コアによる強度試験				テストハンマー試験により必要が認められた時 [試験実施中]
1 共通編	3 無筋・鉄筋 コンクリート	6 鉄筋工	6		ガス圧接	外観検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	適宜		
						超音波探傷検査				
3 土木工事 共通編	2 一般施工	4 基礎工	4		既製杭工	外観検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	適宜		
						浸透探傷試験				
						放射線透過試験				
						超音波探傷試験				
						水セメント比試験 セメントミルクの圧縮強度試験				
3 土木工事 共通編	2 一般施工	6 7 8 9 10 11 12 一般舗装工			下層路盤工	現場密度の測定	各種路盤ごとに1回 [検査実施中]	適宜		
						ブルーフローリング				路盤ごとに1回 [試験実施中]
						平板載荷試験				各種路盤ごとに1回 [試験実施中]
						骨材のふるい分け試験				品質に異常が認められた場合 [試験実施中]
						土の液性限界・塑性限界試験				
						含水比試験				
3 土木工事 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工			上層路盤工	現場密度の測定	各種路盤ごとに1回 [試験実施中]	適宜		
						粒度				各種路盤ごとに1回 [試験実施中]
						平板載荷試験				各種路盤ごとに1回 [試験実施中]
						土の液性限界・塑性限界試験				観察により異常が認められた場合 [試験実施中]
						含水比試験				

品質管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
3	2	6			アスファルト安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠	アスファルト舗装に準拠	適宜	
3	2	6			セメント安定処理路盤 (施工)	粒度 現場密度の測定 含水比試験	各種路盤ごとに1回 [試験実施中] 観察により異常が認められた場合 [試験実施中]	適宜	
3	2	6			アスファルト舗装 (プラント)	粒度 アスファルト量抽出粒度分析試験	合材の種類ごとに1回 [試験実施中]	適宜	
					アスファルト舗装 (舗設現場)	温度測定 現場密度の測定 温度測定 外観検査 すべり抵抗試験			
3	2	6	10		転圧コンクリート (施工)	コンシステンシーVC試験 マーシャル突き固め試験 テンマー突き固め試験 コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類ごとに1回 [試験実施中]	適宜	
						温度測定 (コンクリート) 現場密度の測定 コアによる密度測定			
3	2	7	2		路床安定処理工	現場密度の測定 ブルーフローリング 平板載荷試験 現場CBR試験	路床ごとに1回 [試験実施中]	適宜	
						含水比試験 たわみ量			
3	2	7	4		表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験 現場密度の測定 ブルーフローリング 平板載荷試験 現場CBR試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中] 材質ごとに1回 [試験実施中] 工種ごとに1回 [試験実施中] 材質ごとに1回 [試験実施中]	適宜	
						たわみ量			
3	2	7	9		固結工	土の一軸圧縮試験	材質ごとに1回 [試験実施中]	適宜	

品質管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度		
3 土木工事共通編	2 一般施工	11 法面工	6		アンカー工	モルタルのフロー値試験	適宜 [試験実施中]	適宜		
						モルタルの圧縮強度試験				
						多サイクル確認試験				
						1サイクル確認試験				
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 擁壁工	3		補強土壁工	現場密度の測定	土質ごとに1回 [試験実施中]	適宜		
3 土木工事共通編	2 一般施工	11 法面工	3		吹付工(施工)	塩化物総量規制	配合ごとに1回 [試験実施中]	適宜	モルタルを除く	
						コンクリートの圧縮強度試験				
						スランブ試験				品質に変化がみられた場合 [試験実施中]
						空気量測定				
					コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]				
3 土木工事共通編	2 一般施工	11 法面工	4		現場吹付法砕工	コンクリートの圧縮強度試験	配合ごとに1回 [試験実施中]	適宜	モルタルを除く	
						塩化物総量規制				
						コアによる強度試験				品質に異常が認められた場合 [試験実施中]
						スランブ試験				品質に変化がみられた場合 [試験実施中]
						空気量測定				
						ロックボルトの引抜き試験				試験ごとに1回 [試験実施中]
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工			排水性舗装工・透水性舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類ごとに1回 [試験実施中]	適宜		
						アスファルト量抽出粒度分析試				
						温度測定				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工			排水性舗装工・透水性舗装工 (舗設現場)	温度測定		適宜		
						現場透水試験				
						現場密度の測定				
						外観検査				
3 土木工事共通編	2 一般施工				溶接工	引張試験	試験ごとに1回 [試験実施中]	適宜		
						型曲げ試験				
						衝撃試験				
						マクロ試験				
						非破壊試験				
						突合せ継手の内部欠陥に対する検査				
						外観検査				
						曲げ試験				
ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったスタッドジベルについて [試験実施中]									

品質管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
4	水道工事編	1 一般事項	6		ステンレス鋼管布設工 (水管橋)	接合部検査状況	実施箇所ごとに	不要	
4	水道工事編	1 一般事項	6		ステンレス鋼管布設工 (橋梁添架)	材料検査	搬入ごとに	不要	
						管接合部分検査状況	実施箇所ごとに	適宜	
2	材料編	1 一般事項	2 工事材料の品質及び検査(確認を含む)	(開削工) 管布設工	管渠材料 (下水道用鉄筋コンクリート管)	外観検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	不要	
2	材料編	1 一般事項	2 工事材料の品質及び検査(確認を含む)	(開削工) 管布設工	管渠材料 (下水道用硬質塩化ビニル管)	外観・形状検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	不要	

品質管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
2	1	2			管渠材料 (下水道用リブ付硬質塩化ビニル管)	外観・形状検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	不要	
2	1	2			管渠材料 (下水道用強化プラスチック複合管)	外観・形状検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	不要	
2	1	2			管渠材料 (下水道用レジコンクリート管)	外観・形状検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	不要	
2	1	2			管渠材料 (下水道用ボックスカルバート)	外観検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	不要	

品質管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
2	1	2	(開削工) 管布設工		管渠材料 (下水道用ダクタイル鋳鉄管)	外観検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	不要	
2	1	2	(開削工) 管布設工		管渠材料 (下水道用ポリエチレン管)	外観・形状検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	不要	
2	1	2	(開削工) 管布設工		管渠材料(鋼管)	外観検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	不要	
2	1	2	(推進工) 管布設工		管渠材料 (下水道推進工法用鉄筋コンクリート管)	外観・形状検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	不要	

品質管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
2	1	2			管渠材料 (下水道推進工法用ダクタイル鋳鉄管)	外観検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	不要	
2	1	2			管渠材料(鋼管)	外観検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	不要	
2	1	2			管渠材料 (シールド工用標準 コンクリート系セグメント)	外観検査 [下水道協会規格外] ・形状・寸法検査 ・水平仮組検査 ・性能検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	不要	
2	1	2			管渠材料 (シールド工用標準 鋼製セグメント)	外観検査 [下水道協会規格外] ・材料検査 ・形状・寸法検査 ・溶接検査 ・水平仮組検査 ・性能検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	不要	

品質管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
2 材料編	1 一般事項	2 工事材料の品質及び検査（確認を含む）	マ設置工 マンホール		組立マンホール側塊	外観検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	不要	
2 材料編	1 一般事項	2 工事材料の品質及び検査（確認を含む）	マ設置工 マンホール		下水道用鋳鉄製マン ホールふた	外観・形状検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	不要	
2 材料編	1 一般事項	2 工事材料の品質及び検査（確認を含む）	マ設置工 マンホール		マンホール足掛金物	外観検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	不要	
2 材料編	1 一般事項	2 工事材料の品質及び検査（確認を含む）	マ設置工 マンホール		下水道用塩化ビニル 製小型マンホール	外観・形状検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	不要	

品質管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
2	1	2	設置工		下水道用鑄鉄製防護ふた	外観・形状検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	不要	
2	1	2	設置工		下水道用硬質塩化ビニル製ます	外観・形状検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	不要	
2	1	2	設置工		下水道用ポリプロピレン製ます	外観・形状検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	不要	
5	1	3	管更生工事		材料・品質等	施工前の使用材料の保管状況	適宜	不要	
						施工前の使用材料の確認状況	管径ごと, ロット番号ごと(複合管の充填材は, 100mごとに1回)		
						施工前の試験用の現場採取確認状況	管径ごと, ロット番号ごと		
						試験実施状況	管径ごと, ロット番号ごと(複合管の充填材は, 注入日ごと及び100mごとに1回)		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通 編	2 土 工	3 土 工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回[掘削中]	全枚数	
						法長	40mごとに1回, 延長40m未満は2回[掘削後]	40mごとに1枚, 延長40m未満は2枚	
1 共通 編	2 土 工	3 土 工	3		盛土工	巻出し厚	40mごとに1回, 延長40m未満は2回[巻出し時]	40mごとに1枚, 延長40m未満は2枚	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回[締固め時]	全枚数	
						法長幅	40mごとに1回, 延長40m未満は2回[施工後]	40mごとに1枚, 延長40m未満は2枚	
1 共通 編	2 土 工	3 土 工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ	40mごとに1回, 延長40m未満は2回[施工後]	40mごとに1枚, 延長40m未満は2枚	
1 共通 編	2 土 工	3 土 工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	40mごとに1回, 延長40m未満は2回[仕上げ時]	40mごとに1枚, 延長40m未満は2枚	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通編	3 無筋・鉄筋 コンクリート	6 鉄筋工	4		組立て	平均間隔	40mごとに1回, 延長40m未満は2回[組立後]	40mごとに1枚, 延長40m未満は2枚	
						かぶり	40mごとに1回, 延長40m未満は2回[組立後]	40mごとに1枚, 延長40m未満は2枚	
1 共通編	3 無筋・鉄筋 コンクリート	6 鉄筋工	4		組立て ※新設のコンクリート構造物の内, 橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験 (電磁誘導法, 電磁波レーダ法)	試験毎に1回 [試験実施中]	代表箇所各1枚[試験種別毎]	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (アルミ矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	根入長	40mごとに1回, 延長40m未満は2回〔打込前後〕	40mごとに1枚, 延長40m未満は2枚	指定仮設のみ
						変位	20mごとに1回, 延長20m未満は2回〔打込後〕		
						数量	全数量〔打込後〕	全枚数	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5		縁石工(縁石・アスカープ)	施工状況	40mごとに1回, 延長40m未満は2回〔施工中〕	80mごとに1枚, 延長80m未満は2枚	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6		小型標識工	基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎タイプ毎5箇所〔施工後〕	タイプごとに代表1枚	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	※基礎幅 ※基礎高さ	基礎タイプごとに5箇所に1回〔※印は現場打ち部分がある場合〕〔施工後〕	タイプごとに代表1枚	
						パイプ取付高	1施工箇所に1回〔施工後〕	代表1枚	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8		路側防護柵工(ガードレール)	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	基礎タイプごとに5箇所に1回〔※印は現場打ち部分がある場合〕〔施工後〕	タイプごとに代表1枚	
						ビーム取付高	1施工箇所に1回〔施工後〕	全枚数	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8		路側防護柵工(ガードケー ブル)	※基礎幅 ※基礎高さ ※基礎延長	基礎タイプごとに5箇所1回 (※印は現場打ち部分がある 場合)(施工後)	タイプごとに 代表1枚	
						ケーブル取付高	1施工箇所1回(施工後)		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	9		区画線工	材料使用量	全数量(施工前後)	全枚数	
						施工状況	施工日に1回(施工前後)	全枚数	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ	10本ごとに1回 10本未満は2回 [施工前後]	タイプごとに 代表1枚	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	11		コンクリート面塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量(使用前後)	全枚数	
						素地調整状況 (塗替)	スパン毎、部材別(施工前後)		
						塗装状況	各層毎に1回(塗装後)		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	3	13		階段工	幅 高さ 長さ	1施工箇所1回〔施工後〕	全枚数	
3	2	3	16		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	据付状況 ※幅 ※高さ	40mごとに1回, 延長40m未満 は2回 (※印は場所打ちのある場 合)〔埋戻し前〕	40mごとに1 枚, 延長40m 未満は2枚	
3	2	3	17		側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況	40mごとに1回, 延長40m未満 は2回〔埋戻し前〕	80mごとに1 枚, 延長80m 未満は2枚	
3	2	3	17		側溝工(場所打水路工)	厚さ 幅 高さ	40mごとに1回, 延長40m未満 は2回〔型枠取外し後〕	40mごとに1 枚, 延長40m 未満は2枚	
3	2	3	17		側溝工(暗渠工)	幅 深さ	40mごとに1回, 延長40m未満 は2回〔埋戻し前〕	40mごとに1 枚, 延長40m 未満は2枚	
3	2	3	18		集水樹工	厚さ 幅 高さ	全数量〔型枠取外し後〕	タイプごとに 代表箇所1枚	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	4	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 厚さ	40mごとに1回, 延長40m未満 は2回[施工後]	40mごとに1 枚, 延長40m 未満は2枚	
3	2	4	3		基礎工(護岸) (現場打)	幅 高さ	40mごとに1回, 延長40m未満 は2回[型枠取外し後]	40mごとに1 枚, 延長40m 未満は2枚	
3	2	4	3		基礎工(護岸) (プレキャスト)	据付状況	40mごとに1回, 延長40m未満 は2回[施工後]	40mごとに1 枚, 延長40m 未満は2枚	
3	2	4	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭) (鋼管ソイルセメント杭)	偏心量	全数量[打込後]	適宜	
						根入長	全数量[打込前]		
						数量	全数量[打込後]		
						杭頭処理状況	全数量[処理前, 中, 後]		
3	2	4	5		場所打杭工	根入長	全数量[施工中]	適宜	
						偏心量	全数量[打込後]		
						数量, 杭径	全数量[打込後]		
						杭頭処理状況	全数量[処理前, 中, 後]		
						鉄筋組立状況	全数量[組立後]		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	6		深礎工	根入長	全数量[掘削後]	適宣	
						偏心量 数量	全数量[施工後]		
						ライナープレート 設置状況	1施工箇所(に1回[掘削後])		
						土質	土質の変わるごとに1回[掘削中]		
						鉄筋組立状況	全数量[組立後]		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	7		オープンケーソン基礎工	沓	1基ごとに1回[据付後]	全枚数	
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットごとに1回[設置後及び 型枠取外し後]		
						載荷状況	1基に1回[載荷時]		
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回[施工時]		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	8		ニューマチックケーソン基礎工	沓	1基ごとに1回[据付後]	全枚数	
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットごとに1回[設置後及び 型枠取外し後]		
						載荷状況	1基に1回[載荷時]		
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回[施工時]		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	脊	1基ごとに1回〔据付後〕	全枚数	
						根入長 偏心量 鉄筋組立状況	1基ごとに1回〔設置後〕		
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕		
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3		コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	厚さ(裏込)	各層40mごとに1回, 延長40m 未满是2回〔施工中〕	40mごとに1 枚, 延長40m 未满是2枚	
						法長 厚さ （ブロック積張）	各層40mごとに1回, 延長40m 未满是2回〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3		コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	法長	各層40mごとに1回, 延長40m 未满是2回〔施工後〕	40mごとに1 枚, 延長40m 未满是2枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3		コンクリートブロック工(天端保護ブロック)	幅	各層40mごとに1回, 延長40m 未满是2回〔施工後〕	40mごとに1 枚, 延長40m 未满是2枚	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	5	4		緑化ブロック工	厚さ(裏込)	各層40mごとに1回, 延長40m未满是2回[施工中]	40mごとに1枚, 延長40m未满是2枚	
						法長 厚さ(ブロック)	各層40mごとに1回, 延長40m未满是2回[施工後]		
3	2	5	5		石積(張)工	厚さ(裏込)	各層40mごとに1回, 延長40m未满是2回[施工中]	40mごとに1枚, 延長40m未满是2枚	
						法長 厚さ(石積・張)	各層40mごとに1回, 延長40m未满是2回[施工後]		
3	2	6	6		アスファルト舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層40mごとに1回, 延長40m未满是2回[施工中]	各層80mごとに1枚, 延長80m未满是2枚	
						整正状況	各層40mごとに1回, 延長40m未满是2回[整正後]		
						厚さ	各層200mごとに1回, 延長200m未满是2回[整正後]	200mごとに1枚, 延長200m未满是2枚	
						幅	各層80mごとに1回, 延長80m未满是2回[整正後]	80mごとに1枚, 延長80m未满是2枚	
3	2	6	6		アスファルト舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層40mごとに1回, 延長40m未满是2回[施工中]	各層80mごとに1枚, 延長80m未满是2枚	
						整正状況	各層40mごとに1回, 延長40m未满是2回[整正後]		
						厚さ	各層200mごとに1回, 延長200m未满是2回[整正後]	各層200mごとに1枚, 延長200m未满是2枚	
						幅	各層80mごとに1回, 延長80m未满是2回[整正後]	各層80mごとに1枚, 延長80m未满是2枚	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	6		アスファルト舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層40mごとに1回, 延長40m 未满是2回[施工中]	80mごとに1 枚, 延長80m 未满是2枚	
						整正状況	各層40mごとに1回, 延長40m 未满是2回[整正後]		
						厚さ	各層1000㎡ごとに1回, 1000 ㎡未满是2回[整正後]	各層1,000㎡ ごとに1枚, 1,000㎡未満 は2枚	
						幅	各層80mごとに1回, 延長80m 未满是2回[整正後]	80mごとに1 枚, 延長80m 未满是2枚	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	6		アスファルト舗装工(加熱アス ファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層40mごとに1回, 延長40m 未满是2回[施工中]	各層80mごと に1枚, 延長 80m未满是2 枚	
						整正状況	各層40mごとに1回, 延長40m 未满是2回[整正後]		
						幅	各層80mごとに1回, 延長80m 未满是2回[整正後]	各層80mごと に1枚, 延長 80m未满是2 枚	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	6		アスファルト舗装工(基層工)	整正状況	40mごとに1回, 延長40m未満 は2回[整正後]	80mごとに1 枚, 延長80m 未满是2枚	
						タックコート, プライムコート	各層40mごとに1回, 延長40m 未满是2回[散布時]		
						幅	各層80mごとに1回, 延長80m 未满是2回[整正後]	各層80mごと に1枚, 延長 80m未满是2 枚	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	6		アスファルト舗装工(表層工)	整正状況	40mごとに1回, 延長40m未満 は2回[整正後]	80mごとに1 枚, 延長80m 未满是2枚	
						タックコート, プライムコート	各層40mごとに1回, 延長40m 未满是2回[散布時]		
						平坦性	1工事に1回[実施中]	全枚数	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7		半たわみ性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	40mに1回, 延長40m未满是2回[施工中]	各層80mごとに1枚, 延長80m未满是2枚	
						整正状況	40mに1回, 延長40m未满是2回[整正後]		
						厚さ	各層200mごとに1回, 延長200m未满是2回[整正後]	200mごとに1枚, 延長200m未满是2枚	
						幅	各層80mごとに1回, 延長80m未满是2回[整正後]	80mごとに1枚, 延長80m未满是2枚	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7		半たわみ性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	40mに1回, 延長40m未满是2回[施工中]	80mごとに1枚, 延長80m未满是2枚	
						整正状況	40mに1回, 延長40m未满是2回[整正後]		
						厚さ	各層200mごとに1回, 延長200m未满是2回[整正後]	200mごとに1枚, 延長200m未满是2枚	
						幅	各層80mごとに1回, 延長80m未满是2回[整正後]	80mごとに1枚, 延長80m未满是2枚	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7		半たわみ性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	40mごとに1回, 延長40m未满是2回[施工中]	80mごとに1枚, 延長80m未满是2枚	
						整正状況	40mごとに1回, 延長40m未满是2回[整正後]		
						厚さ	各層1000m ² ごとに1回, 1000m ² 未满是2回[整正後]	各層1,000m ² ごとに1枚, 1,000m ² 未满是2枚	
						幅	各層80mごとに1回, 延長80m未满是2回[整正後]	80mごとに1枚, 延長80m未满是2枚	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7		半たわみ性舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	40mごとに1回, 延長40m未满是2回[施工中]	80mごとに1枚, 延長80m未满是2枚	
						整正状況	40mごとに1回, 延長40m未满是2回[整正後]		
						幅	各層80mごとに1回, 延長80m未满是2回[整正後]	80mごとに1枚, 延長80m未满是2枚	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7		半たわみ性舗装工(基層工)	整正状況	40mごとに1回, 延長40m未满是2回[整正後]	各層80mごとに1枚, 延長80m未满是2枚	
						タックコート, プライムコート	40mごとに1回, 延長40m未满是2回[散布時]		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	7		半たわみ性舗装工(表層工)	整正状況	40mごとに1回, 延長40m未 満は2回[整正後]	80mごとに 1枚, 延長 80m未満は2 枚	
						タックコート, プ ライムコート	40mごとに1回, 延長40m未 満は2回[散布時]		
						浸透性シルク注入 状況	40mごとに1回, 延長40m未 満は2回[注入時]		
						平坦性	1工事1回[実施中]	全枚数	
3	2	6	8		排水性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	40mごとに1回, 延長40m未 満は2回[施工中]	各層80mごと に1枚, 延長 80m未満は2 枚	
						整正状況	40mごとに1回, 延長40m未 満は2回[整正後]		
						厚さ	各層200mごとに1回, 延長 200m未満は2回[整正後]	200mごとに1 枚, 延長200m 未満は2枚	
						幅	各層80mごとに1回, 延長80m未 満は2回[整正後]	80mごとに1 枚, 延長80m 未満は2枚	
3	2	6	8		排水性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	40mごとに1回, 延長40m未 満は2回[施工中]	80mごとに1 枚, 延長80m 未満は2枚	
						整正状況	各層40mごとに1回, 延長40 m未満は2回[整正後]		
						厚さ	各層200mごとに1回, 延長 200m未満は2回[整正後]	200mごとに1 枚, 延長200m 未満は2枚	
						幅	各層80mごとに1回, 延長80m未 満は2回[整正後]	80mごとに1 枚, 延長80m 未満は2枚	
3	2	6	8		排水性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	40mごとに1回, 延長40m未 満は2回[施工中]	各層80mごと に1枚, 延長 80m未満は2 枚	
						整正状況	40mごとに1回, 延長40m未 満は2回[整正後]		
						厚さ	各層1000㎡ごとに1回, 1000 ㎡未満は2回[整正後]	各層1,000㎡ ごとに1枚, 1,000㎡未満 は2枚	
						幅	各層80mごとに1回, 延長80m未 満は2回[整正後]	80mごとに1 枚, 延長80m 未満は2枚	
3	2	6	8		排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	40mごとに1回, 延長40m未 満は2回[施工中]	80mごとに1 枚, 延長80m 未満は2枚	
						整正状況	40mごとに1回, 延長40m未 満は2回[整正後]		
						幅	各層80mごとに1回, 延長80m未 満は2回[整正後]	80mごとに1 枚, 延長80m 未満は2枚	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	8		排水性舗装工(基層工)	修正状況	40mごとに1回, 延長40m未 満は2回[修正後]	80mごとに1 枚, 延長80m 未満は2枚	
						タックコート, プ ライムコート	40mごとに1回, 延長40m未 満は2回[散布時]		
3	2	6	8		排水性舗装工(表層工)	修正状況	40mごとに1回, 延長40m未 満は2回[修正後]	80mごとに1 枚, 延長80m 未満は2枚	
						タックコート, プ ライムコート	40mごとに1回, 延長40m未 満は2回[散布時]		
						平坦性	1工事1回[実施中]	全枚数	
3	2	6	9		透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	40mごとに1回, 延長40m未 満は2回[施工中]	80mごとに1 枚, 延長80m 未満は2枚	
						修正状況	40mごとに1回, 延長40m未 満は2回[修正後]		
						厚さ	各層200mごとに1回, 延長 200m未満は2回[修正後]	200mごとに1 枚, 延長200m 未満は2枚	
						幅	各層80mごとに1回, 延長80m 未満は2回[修正後]	80mごとに1 枚, 延長80m 未満は2枚	
3	2	6	9		透水性舗装工 表層工	修正状況	40mごとに1回, 延長40m未 満は2回[修正後]	80mごとに1 枚, 延長80m 未満は2枚	
						タックコート, プ ライムコート	40mごとに1回, 延長40m未 満は2回[散布時]		
						平坦性	1工事1回[実施中]	全枚数	
3	2	6	10		コンクリート舗装工(下層路盤 工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層40mごとに1回, 延長40m 未満は2回[施工中]	各層80mごと に1枚, 延長 80m未満は2 枚	
						修正状況	各層40mごとに1回, 延長40m 未満は2回[修正後]		
						厚さ	各層200mごとに1回, 延長 200m未満は2回[修正後]	各層200mごと に1枚, 延長 200m未満は2 枚	
						幅	各層80mごとに1回, 延長80m 未満は2回[修正後]	各層80mごと に1枚, 延長 80m未満は2 枚	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	10		コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層40mごとに1回, 延長40m未满是2回[施工中]	各層80mごとに1枚, 延長80m未满是2枚	
						整正状況	各層40mごとに1回, 延長40m未满是2回[整正後]		
						厚さ	各層200mごとに1回, 延長200m未满是2回[整正後]	各層200mごとに1枚, 延長200m未满是2枚	
						幅	各層80mごとに1回, 延長80m未满是2回[整正後]	各層80mごとに1枚, 延長80m未满是2枚	
3	2	6	10		コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層40mごとに1回, 延長40m未满是2回[施工中]	各層80mごとに1枚, 延長80m未满是2枚	
						整正状況	各層40mごとに1回, 延長40m未满是2回[整正後]		
						厚さ	各層1000㎡ごとに1回, 1000㎡未满是2回[整正後]	各層1,000㎡ごとに1枚, 1,000㎡未满是2枚	
						幅	各層80mごとに1回, 延長80m未满是2回[整正後]	各層80mごとに1枚, 延長80m未满是2枚	
3	2	6	10		コンクリート舗装工(アスファルト中間層)	整正状況	40mごとに1回, 延長40m未满是2回[整正後]	80mごとに1枚, 延長80m未满是2枚	
						タックコート, プライムコート	各層40mごとに1回, 延長40m未满是2回[散布後]		
						幅	各層80mごとに1回, 延長80m未满是2回[整正後]	各層80mごとに1枚, 延長80m未满是2枚	
3	2	6	10		コンクリート舗装工(コンクリート舗装版工)	石粉, プライムコート	各層40mごとに1回, 延長40m未满是2回[散布時]	80mごとに1枚, 延長80m未满是2枚	
						スリップバー, タイバー寸法, 位置	40mごとに1回, 延長40m未满是2回[据付後]	40mごとに1枚, 延長40m未满是2枚	
						鉄網寸法 位置 平坦性	1工事1回[実施中]	全枚数	
						厚さ	各層200mごとに1回, 延長200m未满是2回[型枠据付後]	各層200mごとに1枚, 延長200m未满是2枚	
						目地段差	1工事に1回	全枚数	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10		コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層40mごとに1回, 延長40m 未满是2回[施工中]	各層80mご とに1枚, 延長 80m未满是2 枚	
						整正状況	各層40mごとに1回, 延長40m 未满是2回[整正後]		
						厚さ	各層200mごとに1回, 延長 200m未满是2回[整正後]	各層200mご とに1枚, 延長 200m未满是2 枚	
						幅	各層80mごとに1回, 延長80m 未满是2回[整正後]	各層80mご とに1枚, 延長 80m未满是2 枚	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10		コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層40mごとに1回, 延長40m 未满是2回[施工中]	各層80mご とに1枚, 延長 80m未满是2 枚	
						整正状況	各層40mごとに1回, 延長40m 未满是2回[整正後]		
						厚さ	各層200mごとに1回, 延長 200m未满是2回[整正後]	各層200mご とに1枚, 延長 200m未满是2 枚	
						幅	各層80mごとに1回, 延長80m 未满是2回[整正後]	各層80mご とに1枚, 延長 80m未满是2 枚	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10		コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理 工	敷均し厚さ 転圧状況	各層40mごとに1回, 延長40m 未满是2回[施工中]	各層80mご とに1枚, 延長 80m未满是2 枚	
						整正状況	各層40mごとに1回, 延長40m 未满是2回[整正後]		
						厚さ	各層1000㎡ごとに1回, 1000 ㎡未满是2回[整正後]	各層1,000㎡ ごとに1枚, 1,000㎡未満 は2枚	
						幅	各層80mごとに1回, 延長80m 未满是2回[整正後]	各層80mご とに1枚, 延長 80m未满是2 枚	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10		コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	40mごとに1回, 延長40m未満 は2回[整正後]	80mごとに1 枚, 延長80m 未满是2枚	
						タックコート, プライムコート	各層40mごとに1回, 延長40m 未满是2回[散布時]	各層80mご とに1枚, 延長 80m未满是2 枚	
						幅	各層80mごとに1回, 延長80m 未满是2回[整正後]	各層80mご とに1枚, 延長 80m未满是2 枚	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	10		コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	40mごとに1回, 延長40m未 满是2回[施工中]	80mごとに1 枚, 延長80m 未满是2枚	
						厚さ	各層200mごとに1回, 延長 200m未满是2回[型枠据付 後]	各層200mご とに1枚, 延長 200m未满是2 枚	
						平坦性	1工事1回[実施中]	全枚数	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	11		薄層カラー舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層40mごとに1回, 延長40m 未满是2回[施工中]	各層80mご とに1枚, 延長 80m未满是2 枚	
						整正状況	各層40mごとに1回, 延長40m 未满是2回[整正後]		
						厚さ	各層200mごとに1回, 延長 200m未满是2回[整正後]	各層200mご とに1枚, 延長 200m未满是2 枚	
						幅	各層80mごとに1回, 延長80m 未满是2回[整正後]	各層80mご とに1枚, 延長 80m未满是2 枚	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	11		薄層カラー舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層40mごとに1回, 延長40m 未满是2回[施工中]	各層80mご とに1枚, 延長 80m未满是2 枚	
						整正状況	各層40mごとに1回, 延長40m 未满是2回[整正後]		
						厚さ	各層200mごとに1回, 延長 200m未满是2回[整正後]	各層200mご とに1枚, 延長 200m未满是2 枚	
						幅	各層80mごとに1回, 延長80m 未满是2回[整正後]	各層80mご とに1枚, 延長 80m未满是2 枚	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	11		薄層カラー舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層40mごとに1回, 延長40m 未满是2回[施工中]	各層80mご とに1枚, 延長 80m未满是2 枚	
						整正状況	各層40mごとに1回, 延長40m 未满是2回[整正後]		
						厚さ	各層1000㎡ごとに1回, 1000 ㎡未满是2回[整正後]	各層1,000㎡ ごとに1枚, 1,000㎡未 满是2枚	
						幅	各層80mごとに1回, 延長80m 未满是2回[整正後]	各層80mご とに1枚, 延長 80m未满是2 枚	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	11		薄層カラー舗装工(加熱アス ファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層40mごとに1回, 延長40m 未满是2回[施工中]	各層80mご とに1枚, 延長 80m未满是2 枚	
						整正状況	各層40mごとに1回, 延長40m 未满是2回[整正後]		
						幅	各層80mごとに1回, 延長80m 未满是2回[整正後]	各層80mご とに1枚, 延長 80m未满是2 枚	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	11		薄層カラー舗装工(基層工)	整正状況	40mごとに1回, 延長40m未 満は2回[施工中]	80mごとに1 枚, 延長80m 未満は2枚	
						タックコート, プライムコート	各層40mごとに1回, 延長40m 未満は2回[散布時]	各層80mごと に1枚, 延長 80m未満は2 枚	
						厚さ	各層1000㎡ごとに1回, 1000 ㎡未満は2回[整正後]	各層1,000㎡ ごとに1枚, 1,000㎡未満 は2枚	
						幅	各層80mごとに1回, 延長80m 未満は2回[整正後]	各層80mごと に1枚, 延長 80m未満は2 枚	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12		ブロック舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層40mごとに1回, 延長40m 未満は2回[施工中]	各層80mごと に1枚, 延長 80m未満は2 枚	
						整正状況	各層40mごとに1回, 延長40m 未満は2回[整正後]		
						厚さ	各層200mごとに1回, 延長 200m未満は2回[整正後]	各層200mごと に1枚, 延長 200m未満は2 枚	
						幅	各層80mごとに1回, 延長80m 未満は2回[整正後]	各層80mごと に1枚, 延長 80m未満は2 枚	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12		ブロック舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層40mごとに1回, 延長40m 未満は2回[施工中]	各層80mごと に1枚, 延長 80m未満は2 枚	
						整正状況	各層40mごとに1回, 延長40m 未満は2回[整正後]		
						厚さ	各層200mごとに1回, 延長 200m未満は2回[整正後]	各層200mごと に1枚, 延長 200m未満は2 枚	
						幅	各層80mごとに1回, 延長80m 未満は2回[整正後]	各層80mごと に1枚, 延長 80m未満は2 枚	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12		ブロック舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層40mごとに1回, 延長40m 未满是2回[施工中]	各層80mごと に1枚, 延長 80m未满是2 枚	
						整正状況	各層40mごとに1回, 延長40m 未满是2回[整正後]		
						厚さ	各層1000㎡ごとに1回, 1000 ㎡未满是2回[整正後]	各層1,000㎡ ごとに1枚, 1,000㎡未満 は2枚	
						幅	各層80mごとに1回, 延長80m 未满是2回[整正後]	各層80mごと に1枚, 延長 80m未满是2 枚	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12		ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層40mごとに1回, 延長40m 未满是2回[施工中]	各層80mごと に1枚, 延長 80m未满是2 枚	
						整正状況	各層40mごとに1回, 延長40m 未满是2回[整正後]		
						幅	各層80mごとに1回, 延長80m 未满是2回[整正後]	各層80mごと に1枚, 延長 80m未满是2 枚	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12		ブロック舗装工(基層工)	整正状況	40mごとに1回, 延長40m未満 は2回[整正後]	80mごとに1 枚, 延長80m 未满是2枚	
						タックコート, プ ライムコート	各層40mごとに1回, 延長40m 未满是2回[散布時]	各層80mごと に1枚, 延長 80m未满是2 枚	
						幅	各層80mごとに1回, 延長80m 未满是2回[整正後]	各層80mごと に1枚, 延長 80m未满是2 枚	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	13		路面切削工	幅 厚さ	40mごとに1回, 延長40m未満 は2回[施工後]	40mごとに1 枚, 延長40m 未满是2枚	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	14		舗装打換え工	幅 延長 厚さ	40mごとに1回, 延長40m未満は2回[施工後]	40mごとに1枚, 延長40m未満は2枚	
3	2	6	15		オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所につき1回[施工後]	全枚数	
						タックコート	各層40mごとに1回, 延長40m未満は2回[散布時]	80mごとに1枚, 延長80m未満は2枚	
						整正状況	40mごとに1回, 延長40m未満は2回[整正後]	80mごとに1枚, 延長80m未満は2枚	
3	2	7	2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mごとに1回, 延長40m未満は2回[施工後]	40mごとに1枚, 延長40m未満は2枚	
3	2	7	3		置換工	置換厚さ 幅	40mごとに1回, 延長40m未満は2回[施工後]	40mごとに1枚, 延長40m未満は2枚	
3	2	7	5		パイルネット工	厚さ 幅	40mごとに1回, 延長40m未満は2回[施工後]	40mごとに1枚, 延長40m未満は2枚	
3	2	7	6		サンドマット工	施工厚さ 幅	40mごとに1回, 延長40m未満は2回[施工後]	40mごとに1枚, 延長40m未満は2枚	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	7 8		パーティカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル 工)	打込長さ 施工状況	100㎡ごとに1回, 100㎡未満 は2回[打込み前後, 施工中]	200㎡ごとに 1枚, 200㎡未 満は2枚	
						杭径 位置・間隔	100㎡ごとに1回, 100㎡未満 は2回[打込後]		
						砂の投入量	全数量[打込前後]		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9		固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径 深度	全数量[打込後]	適宜	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5		土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 根入長	40mごとに1回, 延長40m未満 は2回[打込前]	40mごとに1 枚, 延長40m 未満は2枚	指定仮設のみ
						数量	全数量[打込後]		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5		土留・仮締切工(アンカー工)	削孔深さ	全数量[削孔後]	適宜	指定仮設のみ
						配置誤差	全数量[施工後]		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5		土留・仮締切工(連節ブロック 張り工)	法長	40mごとに1回, 延長40m未満 は2回[施工後]	40mごとに1 枚, 延長40m 未満は2枚	指定仮設のみ

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	10	5		土留・仮締切工(締切盛土)	天端幅 法長	50mごとに1回, 延長50m未満 は2回[施工後]	50mごとに1 枚, 延長40m 未満は2枚	
3	2	10	5		土留・仮締切工(中詰盛土)	施工状況	50mごとに1回, 延長50m未満 は2回[施工後]	100mごとに1 枚, 延長100m 未満は2枚	
3	2	10	8		地中連続壁工(壁式)	連壁の長さ 変位	40mごとに1回, 延長40m未満 は2回[施工後]	40mごとに1 枚, 延長40m 未満は2枚	
3	2	10	9		地中連続壁工(柱列式)	連壁の長さ 変位	40mごとに1回, 延長40m未満 は2回[施工後]	40mごとに1 枚, 延長40m 未満は2枚	
3	2	11	2		植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工, 植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1工事に1回(混合前)	全枚数	
						土羽土の厚さ	40mごとに1回, 延長40m未満 は2回[施工中]	40mごとに1 枚, 延長40m 未満は2枚	
						法長	40mごとに1回, 延長40m未満 は2回[施工後]		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	11 法 面 工	2		植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	100mごとに1回, 延長100m未 満は2回〔清掃後〕	代表箇所 各1枚	
						ラス鉄網の重ね 合せ寸法	40mごとに1回, 延長40m未 満は2回〔吹付前〕	40mごとに1 枚, 延長40m 未満は2枚	
						厚さ(検測孔)	40mごとに1回, 延長40m未 満は2回〔吹付後〕		
						法長	40mごとに1回, 延長40m未 満は2回〔施工後〕		
						材料使用量	全数量〔混合前〕	全枚数	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	11 法 面 工	3		吹付工(架設を含む) (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	100mごとに1回, 延長100m未 満は2回〔清掃後〕	代表箇所 各1枚	
						ラス鉄網の重ね 合せ寸法	40mごとに1回, 延長40m未 満は2回〔吹付前〕	40mごとに1 枚, 延長40m 未満は2枚	
						法長	40mごとに1回, 延長40m未 満は2回〔施工後〕		
						厚さ(検測孔)	40mごとに1回, 延長40m未 満は2回〔吹付後〕		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	11 法 面 工	4		法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 幅 高さ 枠中心間隔	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	11 法 面 工	4		法枠工(プレキャスト法枠工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	11 法 面 工	6		アンカー工	削孔深さ	全数量(削孔後)	適宜	
						配置誤差	全数量〔施工後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	12 擁 壁 工	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	40mごとに1回, 延長40m未 満は2回[施工後]	40mごとに1 枚, 延長40m 未満は2枚	
						厚さ 幅 高さ	40mごとに1回, 延長40m未 満は2回[型枠取外し後]		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 擁 壁 工	2		プレキャスト擁壁工	据付状況	40mごとに1回, 延長40m未 満は2回[埋め戻し前]	40mごとに1 枚, 延長40m 未満は2枚	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 擁 壁 工	4		井桁ブロック工	裏込厚さ	40mごとに1回, 延長40m未 満は2回[施工中]	40mごとに1 枚, 延長40m 未満は2枚	
						法長 厚さ	40mごとに1回, 延長40m未 満は2回[施工後]		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 推 進 工	3		推進工 (小口径) (中大口径)	各種設備の 設置撤去状況 ・推進設備 ・掘進機 ・坑口 ・泥水処理設備 等	1施工箇所(に1回[施工中])	代表箇所1枚	
						推進状況 ・掘削 ・送排泥 ・裏込注入等	1施工箇所(に1回[施工中])		
						中心線の変位 (水平)	1施工箇所(に1回[推進後])		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 推 進 工	8 9		空伏工 (小口径) (中大口径)	施工状況	1施工箇所(に1回[施工中])	代表箇所1枚	
						幅	1施工箇所(に1回[施工後])		
						高さ			
						中心のずれ			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要								
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度									
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	14 推 進 工	2		立坑工	施工状況 ・立坑設置状況 ・基礎設置状況	1施工箇所(に)1回〔施工中〕	代表箇所1枚									
						寸法	1施工箇所(に)1回〔施工後〕										
						深さ											
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	14 推 進 工	2		立坑土工	施工状況	1施工箇所(に)1回〔施工中〕	代表箇所1枚									
						砕石基礎幅	1施工箇所(に)1回〔施工後〕										
						砕石基礎厚											
						底部コンクリート幅											
						底部コンクリート厚											
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	15 シ ー ル ド 工	6 8 9 10 15 12 13 14 16 15		一次覆工 (掘進工)	各種設備の 設置撤去状況 ・シールド機 ・支圧壁 ・坑口 ・軌条設備等	1施工箇所(に)1回〔施工中〕	代表箇所1枚									
						セグメントの 組立状況	施工延長40mごとに1回 〔施工中〕										
						掘進状況 ・掘削 ・送排泥 ・裏込注入等	1施工箇所(に)1回〔掘進中〕										
						中心線の変位 (水平)	施工延長40mごとに1回 〔掘進後〕										
						3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工			15 シ ー ル ド 工	17		二次覆工	各種設備の 設置撤去状況	施工延長40mごとに1回 〔施工中〕	代表箇所1枚	
														覆工状況	施工延長40mごとに1回 〔施工中〕		
														中心線の変位 (水平)	施工延長40mごとに1回 〔覆工後〕		
二次覆工厚																	
仕上がり内径																	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	15 シ ー ル ド 工	7		立坑工	施工状況 ・立坑設置状況 ・基礎設置状況	1施工箇所(に)1回〔施工中〕	代表箇所1枚									
						寸法	1施工箇所(に)1回〔施工後〕										
						深さ											
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	15 シ ー ル ド 工	7		立坑土工	施工状況	1施工箇所(に)1回〔施工中〕	代表箇所1枚									
						砕石基礎幅	1施工箇所(に)1回〔施工後〕										
						砕石基礎厚											
						底部コンクリート幅											
						底部コンクリート厚											

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第4編 水道工事編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
4	水道工事編	1	1	3	試験掘工	掘削位置	全箇所	全箇所		
						埋設物の位置, はなれ, 土被り, 配列				
						道路復旧状況	5箇所程度ごとに1回			
1	水道工事編	1	1	4	掘削工	布堀状況	実施箇所 又は100mごとに1回	代表箇所1枚		
						舗装取壊し状況				
						掘削状況(機械, 人力ごと)				
						掘削深さ及び幅				
4	水道工事編	1	1	4	残土処理工	運搬経路	適所ごと(主要幹線道路等)	代表箇所1枚		
						受入地状況				受入地ごと(許可看板等)
						仮置場の状況				指定場所ごと
								指定した場合		
4	水道工事編	1	1	4	埋戻工	埋戻し状況	実施箇所 又は100mごとに1回	代表箇所1枚		
						埋戻し後の検査				
						各層の厚さ				
4	水道工事編	1	1	4	土留工	使用資材	実施箇所 又は100mごとに1回	代表箇所1枚	指定仮設のみ	
						設置状況				
4	水道工事編	1	1	5	管布設工	管の吊込み状況	実施箇所 又は100mごと	適宜	伏越し部等 特殊な配管は 全箇所	
						土被り 及び占用位置				
						管の接合状況 (全行程)				
						既設管との連絡 状況(不断水連 絡工を含む)				
					オフセット測量	始点, 終点, 弁類, その他				

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第4編 水道工事編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
4 水道工事編	1 一般事項	1 配付属設備及び事	5		管保護	配筋間隔	実施箇所ごと	全箇所		
						型枠設置状況				
						形状・寸法				
						コンクリート打設状況	全箇所			
鋼材防護等の取付状況										
4 水道工事編	1 一般事項	1 配付属設備及び事	5		ポリエチレンスリーブ工	被覆状況(ラップ長, 固定場所)	実施箇所又は100mごとに1回	代表箇所1枚		
						管明示の状況				
4 水道工事編	1 一般事項	1 配付属設備及び事	6		ステンレス鋼管布設工(水管橋)	管体及び部材製作状況	1工事に1回又は搬入ごと	全箇所		
						下部構造				1工事に1回
						塗装				
4 水道工事編	1 一般事項	1 配付属設備及び事	6		ステンレス鋼管布設工(橋梁添架)	添架の状況	1スパンごと	代表箇所1枚		
						塗装				
4 水道工事編	1 一般事項	1 配付属設備及び事	6		ステンレス鋼管布設工(落橋防止装置等あと施工アンカー)	材料搬入状況	材料搬入ごと	代表箇所1枚	長さ, 径, 本数	
						削孔状況				1施工単位に1回
						定着状況				
4 水道工事編	1 一般事項				管撤去工	管弁類の撤去状況	実施箇所又は100mごと	代表箇所1枚	全数を確認できる状況で撮影	
						撤去材の集積又は車上状況				
						撤去材の集積又は車上状況処分	必要に応じて			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第5編 下水道工事編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
5 下水道工事編	1 一般事項	1 管布設工事	3 4		管布設(自然流下管)	布設状況	マンホール間ごとに1回 〔施工中〕	代表箇所1枚		
						中心線の変位 (水平)	マンホール間ごとに1回 〔布設後〕			
5 下水道工事編	1 一般事項	1 管布設工事	5 6		圧送管	布設状況	施工延長40mごとに1回 〔施工中〕	代表箇所1枚		
						中心線の変位 (水平)	施工延長40mごとに1回 〔布設後〕			
5 下水道工事編	1 一般事項	1 管布設工事	7		カルバート工 (プレキャスト) 矩形渠	布設状況	施工延長20mごとに1回 〔施工中〕	代表箇所1枚		
						中心線の変位 (水平)	施工延長20mごとに1回 〔布設後〕			
5 下水道工事編	1 一般事項	1 管布設工事	7		カルバート工 (現場打) 矩形渠	施工状況	施工延長20mごとに1回 〔施工中〕	代表箇所1枚		
						中心線の変位 (水平)				施工延長20mごとに1回 〔施工後〕
						幅				
						高さ				
厚さ										
5 下水道工事編	1 一般事項	1 管布設工事	8		取付管布設工	布設状況	1施工箇所1回〔施工中〕	代表箇所1枚		
5 下水道工事編	1 一般事項	1 管布設工事			砂基礎	施工状況	マンホール間ごとに1回 〔施工中〕	代表箇所1枚		
						幅				マンホール間ごとに1回 〔施工後〕
						厚さ				
5 下水道工事編	1 一般事項	1 管布設工事			コンクリート基礎	施工状況	マンホール間ごとに1回 〔施工中〕	代表箇所1枚		
						幅				マンホール間ごとに1回 〔施工後〕
						厚さ				

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第5編 下水道工事編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
5	1	1			まくら土台基礎	設置状況	マンホール間ごとに1回 〔施工中〕	代表箇所1枚	
5	1	1			はしご胴木基礎	設置状況	マンホール間ごとに1回 〔施工中〕	代表箇所1枚	
				幅		マンホール間ごとに1回 〔設置後〕			
				厚さ					
5	1	1			伏せ越し管	布設状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所1枚	
				中心線の変位 (水平)		1施工箇所に1回〔施工後〕			
5	1	2	1		管路掘削	掘削状況	マンホール間ごとに1回 〔施工中〕	代表箇所1枚	
				深さ		マンホール間ごとに1回 〔掘削後〕			
				幅					
5	1	2	2		管路埋戻	埋戻状況	マンホール間ごとに1回 〔施工中〕	代表箇所1枚	
5	1	2	3		砂基礎	施工状況	マンホール間ごとに1回 〔施工中〕	代表箇所1枚	
				幅		マンホール間ごとに1回 〔施工後〕			
				厚さ					
5	1	2	3		碎石基礎	施工状況	マンホール間ごとに1回 〔施工中〕	代表箇所1枚	
				幅		マンホール間ごとに1回 〔施工後〕			
				厚さ					
5					鋼矢板土留	打込状況	施工延長20mごとに1回 〔打込中〕	代表箇所1枚	指定仮設 のみ
				根入長		施工延長20mごとに1回 〔打込前後〕			
				変位		施工延長20mごとに1回 〔打込後〕			
				数量		全数量 〔打込後〕			
5	1	3	3 4 5		前処理工	障害物の除去状 況	施工箇所ごと	適宜	
				取付管閉塞状 況					
				その他					

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第5編 下水道工事編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
5 下水道工事編	1 一般事項	3 管 更生 工事 (施工 状況)	3 4 5		本管洗浄	洗浄作業	管径ごと	適宜	複合管 複合管	
					更生材挿入	引込み, 圧力管理状況等				
					製管作業	作業状況				
					充てん材注入	作業状況				
					硬化	圧力管理, 温度管理状況				
					管口硬化収縮	内径測定状況				スパンごと(上下流)
					本管管口切断	作業状況				適宜
					取付管管口穿孔	作業状況				管径ごと
5 下水道工事編	1 一般事項	3 管 更生 工事	4 5		更生管口仕上がり状況	施工前, 後の状況	スパンごと(上下流)	適宜		
					更生管仕上がり厚さ	厚さの実測値				
					更生管仕上がり内径	内径の実測値				スパンごと(上下流) (中大口径は スパン中間付近を追加)
					取付管口仕上がり状況	施工後の状況				スパンごと(上下流) かつ5箇所ごとに1箇所
5 下水道工事編	1 一般事項	3 管 更生 工事	4 5		管内検査	テレビカメラ調査による更生管の確認状況	1スパンごと	適宜		
5 下水道工事編	1 一般事項	3 管 更生 工事	4		水替え工	本管部, 取付管部の水替え状況	施工箇所ごと	適宜		
5 下水道工事編	1 一般事項	3 管 更生 工事	4		更生設備	各種使用機材設置状況使用機器	設置箇所ごと	適宜		
5 下水道工事編	1 一般事項	4 ま す 等 築 造 工 事 ・ 工 事	1		標準マンホール工	据付状況	1施工箇所に1回(施工中)	代表箇所1枚		
						幅(内法)	1施工箇所に1回(施工後)			
						壁厚				
5 下水道工事編	1 一般事項	4 ま す 等 築 造 工 事 ・ 工 事	1		マンホール基礎工	施工状況	1施工箇所に1回(施工中)	代表箇所1枚		
						床掘深	1施工箇所に1回(施工後)			
						基礎工幅				
						基礎工高				
						コンクリート幅				
						コンクリート高				

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第5編 下水道工事編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
5	1	4	1		組立マンホール工	据付状況	1施工箇所に1回(施工中)	代表箇所1枚	
5	1	4	1		マンホール・ます等築造工事				
5	1	4	1		小型マンホール工	据付状況	1施工箇所に1回(施工中)	代表箇所1枚	
5	1	4	1		現場打特殊マンホール工	施工状況	1施工箇所に1回(施工中)	代表箇所1枚	
5	1	4	1		マンホール・ます等築造工事	幅	1施工箇所に1回(施工後)		
5	1	4	1		マンホール・ます等築造工事	高さ			
5	1	4	1		マンホール・ます等築造工事	壁厚			
5	1	4	2		雨水ます等	設置状況	1施工箇所に1回(設置中)	代表箇所1枚	
5	1	4	2		マンホール・ます等築造工事	ます深	1施工箇所に1回(施工後)		
5					伏せ越し室・雨水吐室	施工状況	1施工箇所に1回(施工中)	代表箇所1枚	
5					伏せ越し室・雨水吐室	幅	1施工箇所に1回(施工後)		
5					伏せ越し室・雨水吐室	高さ			
5					伏せ越し室・雨水吐室	壁厚			
5					越流堰(雨水吐室)	施工状況	1施工箇所に1回(施工中)	代表箇所1枚	
5					越流堰(雨水吐室)	幅(厚さ)	1施工箇所に1回(施工後)		
5					越流堰(雨水吐室)	高さ(深さ)			
5					越流堰(雨水吐室)	延長(長さ)			
5					中継ポンプ施設	施工状況	1施工箇所に1回(施工中)	代表箇所1枚	
5					中継ポンプ施設	幅, 長さ	1施工箇所に1回(施工後)		
5					中継ポンプ施設	深さ			
5					中継ポンプ施設	壁厚			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第5編 下水道工事編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
5 下 水 道 工 事 編					公共ます	設置状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所1枚	
						ます深	1施工箇所に1回〔設置後〕		
5 下 水 道 工 事 編					法面整形工 (盛土・切土)	施工状況	施工延長40mごとに1回 〔施工中〕	代表箇所1枚	
						幅	施工延長40mごとに1回 〔施工後〕		
5 下 水 道 工 事 編					土工 (掘削)	掘削状況	施工延長40mごとに1回 〔施工中〕	代表箇所1枚	
						幅	施工延長40mごとに1回 〔施工後〕		
5 下 水 道 工 事 編					土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	打込状況	施工延長20mごとに1回 〔打込中〕	代表箇所1枚	指定仮設 のみ
						根入長	施工延長20mごとに1回 〔打込前後〕		
						変位	施工延長20mごとに1回 〔打込後〕		
						数量	全数量〔打込後〕		
5 下 水 道 工 事 編					地中連続壁工 (コンクリート壁)	施工状況	施工延長40mごとに1回 〔施工中〕	代表箇所1枚	
						地中壁の長さ	施工延長40mごとに1回 〔施工後〕		
						垂直変位			
5 下 水 道 工 事 編					地中連続壁工 (ソイル壁)	施工状況	施工延長40mごとに1回 〔施工中〕	代表箇所1枚	
						地中壁の長さ	施工延長40mごとに1回 〔施工後〕		
						垂直変位			
5 下 水 道 工 事 編					直接基礎工 (構造物基礎)	施工状況	施工延長20mごとに1回 〔施工中〕	代表箇所1枚	
						幅	施工延長20mごとに1回 〔施工後〕		
						厚さ			
5 下 水 道 工 事 編					既製杭工	打込状況	1施工箇所に1回〔打込中〕	代表箇所1枚	
						根入長	1施工箇所に1回〔打込前〕		
						偏心量	1施工箇所に1回〔打込後〕		
						数量	全数量〔打込後〕		
						杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前, 中, 後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第5編 下水道工事編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
5 下 水 道 工 事 編					場所打杭工	打込状況	1施工箇所に1回(打込中)	代表箇所1枚	
						根入長	1施工箇所に1回(打込前)		
						偏心量	1施工箇所に1回(打込後)		
						数量, 杭径	全数量(打込後)		
						杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前, 中, 後〕		
						鉄筋組立状況	1施工箇所に1回(組立後)		
5 下 水 道 工 事 編					ケーソン基礎工	施工状況	1施工箇所に1回(施工中)	代表箇所1枚	
						長さ	1施工箇所に1回 〔施工中〕 〔施工後〕		
						幅			
						高さ			
						壁厚			
偏心量									
5 下 水 道 工 事 編					躯体工 (池, 槽の主要構造物)	施工状況	1施工箇所に1回(施工中)	代表箇所1枚	
						幅	測定箇所ごとに1回〔施工後〕		
						高さ			
						壁厚			
長さ									
5 下 水 道 工 事 編					躯体工 (池, 槽の附属構造物)	施工状況	1施工箇所に1回(施工中)	代表箇所1枚	
						幅	測定箇所ごとに1回〔施工後〕		
						高さ			
						壁厚			
長さ									
5 下 水 道 工 事 編					躯体工 (開口部)	施工状況	1施工箇所に1回(施工中)	代表箇所1枚	
						幅	1施工箇所に1回(施工後)		
						高さ			
5 下 水 道 工 事 編					躯体工 (ゲート用開口部)	施工状況	1施工箇所に1回(施工中)	代表箇所1枚	
						幅	1施工箇所に1回(施工後)		
						高さ			
5 下 水 道 工 事 編					躯体工 (可動せき用開口部)	施工状況	1施工箇所に1回(施工中)	代表箇所1枚	
						幅	1施工箇所に1回(施工後)		
						高さ			
5 下 水 道 工 事 編					越流樋工 (流出トラフ)	施工状況	1施工箇所に1回(施工中)	代表箇所1枚	
						幅	1施工箇所に1回(施工後)		
						高さ			
						厚さ			
						長さ			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第5編 下水道工事編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
5 下 水 道 工 事 編					越流堰板工	施工状況	1施工箇所1回〔施工中〕	代表箇所1枚	
						幅	1施工箇所1回〔施工後〕		
						高さ			
						長さ			
5 下 水 道 工 事 編					燃料貯留槽工	施工状況	1槽ごとに1回〔施工中〕	代表箇所1枚	
						幅	測定箇所ごとに1回〔施工後〕		
						高さ			
						長さ			
5 下 水 道 工 事 編					流入渠・流出渠	施工状況	1施工箇所1回〔施工中〕	代表箇所1枚	
						幅	測定箇所ごとに1回〔施工後〕		
						高さ			
						厚さ			
						延長			